

第5回平成18年12月定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成18年12月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時45分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

17人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許可いたします。

まず6番、家城 功議員の一般質問を許します。

6番、家城議員。

6番(家城 功) おはようございます。議長のお許しをいただき、事前通告に基づき質問をさせていただきます。

最近、小中学生のいじめによる自殺、また対応する側の教育委員会や学校のあり方、教職員の姿勢、体質など、よそ事だと放っておけないニュースばかりが最近目につきます。

9月に発覚した北海道旭川の小学校のいじめによる自殺をはじめ、毎日のように自殺報道があり、また対応する教育委員会や学校の責任者までもが二転三転の証言をし、あげくの果てには自殺し責任をとるといふ、非常に残念で悲しいニュースが多く目立ちます。

そもそもいじめは、昔から現在まで、全くなかったわけではなく、人間が生きていく上で、必ず生じる現象ではないでしょうか。特に日本人の特徴として、悪い意味での群衆心理だとか、そういうような考え方は、人がやっているからとか、悪いとわかっているにもかかわらず自分が反対にされるからといった流れの中で生じてしまうケースが多いと感じます。

いじめられる方にも非があるといったばかげた理論を言う方もおられますが、現在いじめにおいて私は単に、集団で一人をターゲットにし、いじめという枠に追い込む一種のゲームとしか思えないような気がします。当然、きっかけがあるにしても、やり方自体が悪質で、葬式ごっこだとか、とってクラスのみんなで一人の生徒の葬式を面白おかしくやってみたり、内容的には我々大人の想像をはるかに超えるものもあるそうです。

悲しいことは、悩んだ末に、いじめられた児童や生徒が、最後の手段として自殺というものを選ぶケースが多いということです。

先日のテレビでは、自分が死んでも、次に何かで生まれ変わると考えている生徒が約50%以上いるという事実が統計であるということです。命の重さを心のどこかで簡単に考えてしまうことが多いということです。残された家族の心の痛みとか悲しみすら考えることもなく、行動してしまうということは、大変嘆かわしいことでもあります。

京都新聞の梵語の欄に、学校や教育委員会はいじめに対しての認識を怠りすぎているという記事がありました。冒頭にも述べましたが、現場の職員の方の資質低下も非常に深刻な問題です。学力的なレベルは昔に比べ、かなり向上しているとお聞きしておりますが、人間的資質については、未熟な先生が多いとよく聞きます。また、私自身もPTAの役員として感じることは多々あります。学校を卒業し採用試験に通れば、すぐに先生と呼ばれ、世間的視野はどうしても狭くなります。しかも、仕事をする相手は主に小学生、中学生なので、上の立場で相手を見

ることが多く、教えることが仕事ですので、他人の言うことを聞き入れることができにくくなることも仕方ないかもしれません。

しかし、その先生方も夜遅くまで仕事をされ、肉体的にも精神的にも大変なことは当然理解しております。文部科学省の発表では、休憩時間がとれない先生が小学校では92%、中学校では90%と、一日中休むこともなく仕事をこなさなければならない現状も大きな問題があるのではないのでしょうか。

その中で、心の病で学校を休む先生は、全国で1995年の1,300人に対し、2004年には3,600人と10年間で約3倍にもふえているのが現状です。先生側にゆとりというものがないければ、相談したい生徒がいても相談できないことも生じてきます。児童や生徒一人ひとりに目を向けることすらできないことが起こるのも現実ではないのでしょうか。学校や教育委員会におかれましても、今すぐに解決できない問題も多くありますが、できる限りのお願いをしたいものです。

また、先日のテレビの放映の中で、給食費を払わない親というのがインタビューに答えておられました。答えていた親は、悪びれもなく義務教育だから払う必要はないとか、お金を払うならもう少しましなものを出せなど、中にはNHKの受信料も払わない人がいるんだから、給食費も払わなくてもいいだろうというような、本来、学校給食のあり方や必要性など、全く理解のできていない保護者が多いということです。

体罰の問題に対しても同じことが言えます。頭を少しコツンとするだけで、先生は体罰を犯したとして注意や処分をされます。最近では、一人の者に対してものを言うだけで体罰だとか、女の子の腕を男子教師がつかんだだけでセクハラだとか、保護者も子どもたちも少し勘違いをしているのではないかと疑いたくなるような現実があるということです。悪いことだからしかられる、規律があるから世の中が成り立っている、保護者も子どもたちも、もう少し学校や先生を信頼できるものだとして理解していただくことは大事な問題ではないのでしょうか。相手をする先生だって、深くかかわらない方が身のためだと考えたら、学校はただ勉強だけを学ぶところになってしまいます。

そういった現状を踏まえ、私の質問に入ります。

まず一つ目に、いじめという問題に対して、現在教育委員会では現状把握を十分できているとは理解をしておりますが、町内の現状についてお答えをしていただきたいと思えます。

これは学校がどれだけ把握しているか、また教育委員会がその学校の報告をどれだけ把握しているかということについてお願いします。

また、そのいじめというものが現存する場合、取り組みとしてどのような学校との連携、また指導などを行ってられるかを状況的にお聞かせいただきたいと思えます。

二つ目の質問ですが、現在の教職員の体制について、先生一人にかかる仕事の量や勤務体制、先生自身の資質向上に向けての取り組みや指導、教育委員会としての考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

三つ目に、保護者の資質についても、徹底した理解と指導を促す必要性があると感じますが、どうお考えられているのかお聞きします。

以上、3点につきまして、教育長にお答えいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。家城議員さんのご質問に対して答弁をさせていただきます。

その前に、教育の現場でおきました、いじめを苦しむ若年にしてみずからの生命を絶たれた児童生徒の方々に対しまして、同じ教育に携わる者といたしまして、そのご冥福を祈り、哀悼の意を表させていただきますと思っております。

さて、いじめについてのご質問、家城議員を含めてあとお二人の議員さんの方からもございますので、まず初めに、いじめにつきましの定義についてお答えさせていただきたいと思っております。

いじめというのが、いわゆるいじわる、あるいはいけず、それから金品の要求、いわゆる立派な脅迫や恐喝という、刑法上の規定にも抵触するようなものまで含めまして、いじめというふうに皆さん方は理解されると思っております。

しかしながら、いじめについての定義というのは、いろいろ文部科学省をはじめ、教育学者の方々、いろいろ定義はされているわけですが、私どもといたしましては、文部科学省が定義していますいじめ、これにつきましては、他の教育学者の方々とは大きく違うものではないと思っております。表現が違えばいいような、それぐらいの差異しかないと思っております。

つきまして私どもは、文部科学省が定義づけていますいじめというものにのっとって、いろいろ対応しております。

まず、そのいじめにつきまして、まず最初は、自分より弱い者に対して、いわゆる一方的にそして身体的、心理的な攻撃を継続的に加える。そして、相手が深刻な苦痛を感じるもの。これが文部科学省がいじめというものを定義づけている見解でございます。自分より弱い者に対して、一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加える、相手が深刻な苦痛を感じるもの。したがってこれは、学校内、それから学校外においても同じことでございます。

まず、そのような定義のもとに、私どもはいじめに対して対応、指導をさせてもらっているわけでございます。

お尋ねの現状でございますけれども、本町にとりまして、いわゆる先ほど申し上げました定義に類するいじめについては、該当する報告はございません。ただ、そのいじめに発展する可能性を含んだ事象につきましては、今年度3、4件既に報告がされております。しかしながら、学校の方の適切な指導等によりまして、いわゆるいじめには至っておりません。

次に、お尋ねのいじめの把握の仕方と、それから教育委員会と学校との連携の問題のお尋ねでございますので、その点についてお答えさせていただきます。

まず、学校の方におきましては、いじめというもの、それはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものという、その認識のもとで、常日ごろから児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、早期発見に努めるようにしております。

そのためには、教職員自身が極めていじめというのは人権の問題でございますので、人権感覚を鋭敏にする、あるいは人権に対して敏感な感覚を養っていくということを言っております。また、平たく私といたしましては、いじめがないわけではないという前提に立ってほしいと。言葉は不謹慎かもしれませんが、いわば地雷源の中にいる状況であると。ただ、その地雷がどこに埋まっているのか、それが見えないだけなんだと。そうした認識のもとで、いじめの早期発

見に努めるよう、そのように指示をさせてもらっております。

また、教育委員会といたしましては、いじめ的なその事象も含めまして、その発生については報告するようというのを徹底してきております。毎月、これは次の森本議員さんのお尋ねの点にも触れるわけでございますけれども、問題事象の報告というのは毎月学校から報告をするようにしております。したがって、その中で必ず報告をするようにと。それから緊急の事態につきましては、すぐさま報告をするようにという、そういう指導を徹底しております。確かに、今回の一連のいじめによりますマスコミ報道に取り上げた例におきましては、学校とそれから教育委員会の連携というものに、非常に齟齬があるケースが報道されております。同じ立場の者として、非常に残念に思っておるわけでございます。

私といたしましては、いつも校園長会議で指導しているわけでございますけれども、教育委員会と学校というのは、運命共同体であるんです。それからまた、一つ事が起きれば、一蓮托生の関係にある。したがって、その連携については、非常に大切にしていかなければならないと。その連携を図る一番大切なことは、情報の共有であると。情報の共有がなくして連携はあり得ないんだと、そういう観点で指導をさせてもらっておりますし、そうした中で、いじめをはじめ、問題事象等の把握を行い、そしてともに指導にあたっていっているわけでございます。

それから指導の仕方についてもお尋ねがございました。子どもたちには、やはりこれは人権の問題でございます。したがって、いじめは人間として絶対許されない行為であるという、その認識を教育活動全体を通して児童一人ひとりに徹底することを言われておりますし、私どもといたしましても指示をしておる次第でございます。

先ほど申しましたように、子どもたちにも同時に、その人権というものに対する感覚を鋭くする、そうした教育、人権教育をも進めているわけでございます。

また、当然いじめが起きた場合、そのいじめた児童生徒に対する指導は、これは徹底的に行うべきです。やはりいじめる者こと悪いわけでございます。そして同時に、被害者である児童生徒のフォローには、これまた徹底的なフォローをするようにという、そうした指導に努めているところでございます。それとともに、いじめを許さない、そうした風潮、雰囲気をつくっていく。全体としての雰囲気が必要でございます。その意味で、全体指導も重視しております。それは、・・・的な指導もあり、またクラスにおける話し合い、そうした形態をとりながら、子どもたちへの指導は行っている次第でございます。

次に、教職員の現状についてお尋ねでございました。ご指摘のとおり、教員の仕事につきましては、増大の一途をたどっております。多量になっております。いわゆる教育に対するニーズが非常に多くなってきております。それに伴いまして、それらに対する対応、あるいはまたいろいろな報告文書等、そしてまた、少人数指導等、指導方法をめぐりましての研修、あるいは打ち合わせ、会議等、業務はまさに膨大と言っても過言ではございません。

先ほど議員さん、文部科学省の統計を紹介されておりましたですけれども、そのとおりでございます。間もなく今度は、文部科学省の方が教員の日々の仕事についての調査をするというようにしております。したがって、その中で教員の現在置かれている状況というのは明らかになっていくのではないかと、そのようにある意味では期待しているところでございます。

したがって、残業といいますが、勤務を終えて帰宅する時間は、遅く遅くなっております。

一言言われました小中学校の状態でございます。

しかしながら、それらに対して私どもがどのような指導をしているのかということでございますけれども、やはり現実には仕事がある以上、仕方がないと言えば仕方がないわけでございますけれども、やはり仕事やその業務の内容の整理や、見直し、それから会議等の精選、そしてまたその効率的な運営など、その合理的にして効率的な学校運営を心がけるよう、そのように指導をしている次第でございます。

先に学期末を控えまして、本年度とし最後の校園長会議でも、この問題を取り上げまして、指導していたわけでございます。まさにその事例的な考え方で教員の多量な仕事、いわゆる勤務時間外勤務の縮減を図ってほしいという指示をさせてもらったところでございます。

次に、教員の資質にかかわってのご質問がございます。ひところ、学校の常識は世間の非常識ということが言われました。いわゆるこれにつきましては、学校にあるもの、教員の社会性の欠如を指摘、指弾した言葉であったと思っております。したがいまして、現在教員の資質向上に關します研修につきましては、校内で自主的な研修を行い、あるいは京都府総合教育センターを中心にして取り組まれておるわけでございますけれども、そうした専門的な研修や、教育課題にかかわる研修、あるいは生徒指導、学級経営等にかかわる研修、それ以外に総合教育センターにおきましても、教員の教養や社会性の涵養のための研修といたしまして、年期を区切りまして、福祉施設での体験研修、あるいは一般企業への体験研修を行っているところでございます。

本来ですと、設置者であるその町内、私どもにおきましても、研修に取り組むべきところでございますけれども、先ほど申しました教職員の過密な仕事の状況を見ておりますと、さらに会議を開く、あるいは研修のために時間を割かなければならないという、そういう状況もございますし、またそうした適切な研修をどう行うかということも難しいところがございまして、任命権者でございます府の教育委員会の研修にゆだねているところでございます。

次に、家庭のあり方、あるいは保護者の考え方にかかわってのご質問がございました。子どもの生活時間、これは学校での生活時間より家庭で過ごす生活時間の方が圧倒的に多いわけでございます。ちなみに、昨年度の小学校における授業日数でございます。これは200日でございます。あとの165日は、これは在家庭でございます。これを時間に直しますと、さらに多くなります。そうしたやはり子どもたちは、家庭における時間が圧倒的に多いということでございます。そして、子どもたちの生育の中で、親の果たす役割というのは、今改めて私が申し上げるまでもないことだと思っております。よく言われます。子は親の背中を見て育つと言われております。親のありよう、生きざま、言動、考え方は、その日々の蓄積の影響というのは計り知れないほど大きなものであります。その認識に立っていただきたいというのが、まず一つの願いでございます。ともすれば、今の世の中、人任せの風潮が漂っております。先ほどの給食の話もその一端ではないかと思っております。

子どもの教育というのは、改めて申すまでもなく、学校だけでできるものではございません。やはり言われてますように、学校、家庭、地域が連携して行っていくべきものであるわけでございます。つまり、お互いがお互いの役割を認識して、そしてお互いがそれぞれの役割を果たしていく中で、子どもたちは健やかに、健全に成長していくものだ、そのように考えておる次第でございます。

以上、家城議員の質問への答弁とさせていただきます。終わります。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 答弁ありがとうございました。

大体、私の考えているようなことを言っていたんですが、そもそも私は、いじめという問題につきましては、いかに早い段階で気づくか、またそのような状況になぜ至ったのかということ、早期発見、また徹底した原因追求が大切じゃないかと考えております。

その中で、今答弁をいただいたわけですが、すべてにおいて信頼、また連携という言葉が教育長の方から出てきましたが、実際、その把握状況につきましてご回答いただき、今のところいじめというものに対しての報告はないと。それに至るのではないかという心配がされる案件が3、4件あるというようなことを教育長はおっしゃられました。私三河内小学校のPTAの方をやっておりまして、校長と朝話す機会が非常に多いわけですが、9月にこの問題が公に出た、大きいいじめという問題がニュースで騒がれるようになった時点で、三河内の状況について校長先生把握しておられますかというようなことで、校長に質問をしました。先ほどの教育長の回答と同じような回答でした。現在時点、現存はしてないだろうということで、その場の返事をいただきまして、とりあえず1回調べてみてくれという学校に持って帰っていただいたところ、やっぱりそれにつながる可能性のある案件が2、3件あるというような報告をいただきました。

三河内の小学校ですら3件くらいある中で、町全体として3、4件というのは、よそは全くないのかなというような思いがあります。

そういう中で、教育長が学校を信頼されておる気持ちは大変よく理解できましたが、学校側が教育委員会を信頼しているか、また学校側が教育委員会に対して相談できる体制ができているのかという部分に関しては、若干疑問を感じるところであります。またその辺についても、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、職員の資質、体制につきましてですけれども、確かに仕事の時間が非常に夜遅くまでやっておられる学校があります。ある学校では、夜の11時に電話しても職員の先生が出られるというような学校もあります。実際、私の家内も学校に勤務しておりまして、大体帰ってくるのが7時半、8時、早くで7時前に帰ってこれれば早い方だというような状況で、かなり仕事があるのかなということで尋ねますと、岩滝小学校では一番早く帰らせていただいております。現状であります。

そういった中で、非常に一人ひとりの仕事の量というのは、大変多いように感じるのは事実なんです。先ほど教育長が言われましたように、仕事のやり方のもう一度見直しというのを徹底されてはいかがではないでしょうか。とにかく、何でも会議、会議という体質が学校にはまだ残っているような気がしてしょうがありません。

それともう一つ、現在江陽中学校の図書室は、普段鍵がかかっています。これは過去の図書室の物が壊されたりとか、本が紛失したりとか、また悪い意味でのたまり場になったりとかというような経過の中から、仕方のない状況から施錠されているのではないかなというようなことは認識できるわけですが、図書室に常勤の管理者を設置するなどして、学校と生徒の信頼関係も、また自由に学ぶ機会もつくる意味でも、そういうようなことは考えられないかなというようなことを一つお聞きしたいと思います。

また、家庭でのあり方、また認識でございますが、私も含めまして、子どもの親であります。学校に任せてあるだけでは、保護者としての自覚も余りにもなさ過ぎて、親として胸をはれることはないと思います。また、学校入学説明会だとか、三河内の場合ですと年に3回学級懇談会というのがあります。またそういう中で、先生が家庭、また保護者の皆さんに気をつかう場であるような気がしてしょうがありません。もっと家庭と学校の先生との信頼関係をつくるような方法というのは、教育長のお気持ちとして何かいい案があればお聞かせいただきたいと思います。

また、家庭訪問につきましても、大体実施されるのが夏場になっております。例えば、新入学をされた保護者の人が、担任の先生とお出会うのが夏場というのは、それまでの1学期間は会わない場合があるという中で、信頼関係をとれというても、非常に難しいことではないかと思えます。先日、三河内の小学校の運営委員会をしておりまして、校長の方が、来年からはうちの小学校につきましては家庭訪問を4月に実施したいと、家庭の保護者の人の考え方も把握したいし、少しでも早くこの人が担任をしていますという顔を覚えていただきたいというような体制の中から、できる限り4月に実施したいというようなことをお聞かせいただいておりますが、町全体でも取り組まれるような指導をされてはいかがかと思えます。

以上、ちょっと質問になるかわかりませんが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 2回目のご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、いじめに関して、家城議員さんのお考えのとおりだというふう々に思っております。その中で、教育委員会と学校との信頼関係はというお尋ねがございました。先ほど申し上げましたように、私どもといたしましても、いわゆる学校、言いましたら教員の教育委員会というものに対する考え方に、やはり俗に言います敷居の高さがあるんじゃないかということは、十分認識をさせていただきます。

したがって、その敷居を低くすることにも努めさせてもらっておりますし、学校の方にも指導主事等が格段の用事がないと言ったら語弊がございますけれども、気軽に訪問し、そして学校の様子を気軽に聞かせてもらったりしながら、その連携の強化に努めているところでございます。

先ほど申しましたように、教育委員会と学校というのは、運命共同体であるんだということ、事が起れば一蓮托生なんだということを常々申し上げておりまして、報告をしなかったり、あるいは報告を変えたり、要するにうその報告をしてもらったら困ると。でなければ、我々は問題が把握できませんと。いずれにしても、一つのことに対して、学校と教育委員会が一緒になって考え、取り組んでいかなければならないんだと。だから、報告はしっかりとしてほしいというふうにならざるを得ないところでございます。お願いでございます。

これは先ほど三河内小学校の例で挙げましたけれども、一つは、先ほど申しました定義の中で言いますと、まだそこまで行ってないという、そういうのはたくさんあるわけでございます。まさに、家城議員さん最初の質問の中で、いじめはどこにもあるんだということをおっしゃっておられました。したがって、あるわけでございます。ただ、先ほど申しましたような、そういう深刻ないじめに発展していつている、あるいはそれに至ろうとしているという、そうした問題

については、その認識で報告は上がってきておると、そのように信じておるわけでございます。

それから、一つ、もう皆さん方も新聞、テレビ等でご存じのことと思いますけれども、今いじめというものが非常にわかりにくくなっておるわけでございます。一つは、ITを使ったいじめというのも言われております。これになったら、全くお手上げでございます。

それからもう一つは、子どもの変化があるわけでございます。子どもたちがいわゆる「見ざる、言わざる、聞かざる」ちょっとたとえば悪いわけですけれども、失礼かもしれませんが、わかりやすいと思います。そのように子どもたちも変化してきているということでございます。いじめがあっても、見て見ぬふりをすると、いじめておるということを話されていても、聞いていても聞かない。そして言わざる、言わない。以前ですと、小学校でございましたら終わりの時間等に、その日の生活を反省していく。その中で、こんなことがあったということを指摘する子どもたちがあったわけです。あるいは、家に帰って親に、何々ちゃんがこんなことされてたとかいうように、親に話したことが多々あったわけでございます。その中から、親御さんの方から学校へいろいろな情報提供があって、問題事象に取り組めたという例は過去でたくさんあったわけです。

しかしながら、現在子どもたちが、先ほど言ったような状況であるわけでございます。ますますその意味で、いじめをその把握していくのは難しくなっている。それが実態でございます。それだけに、本当に神経をとがらせて、いろいろのものを、あるいは情報を集めていかなければ、本当にいじめをなくすることは非常に難しい状況になってきているというふうには言えると思っております。

それから次に、仕事のことでございますけれども、先ほど申しましたことに尽きるわけでございます。やはり、仕事の見直し、それから会議等の整理、精選、そして効率的な運営。確かに小学校と中学校におきましても、例えば会議の持ち方等、差がございます。その意味で、やはり短時間で、しかも要点をついた、そうした相談ができる会議の運営の仕方ということは、かねがね指導しているところでございます。ただ、一番心配なのは、これは常々言っておるわけでございますけれども、遅くまで職場に残っているのがいいんだというような、そうした目に見えぬ圧力、あるいは風潮がないかと。そのことについても、指導はさせてもらっているわけでございます。校長が、いつまでもおれば、やはりほかの先生方は帰りにくいものだと。だから校長は早く帰るなら帰る、あるいは早く帰るようにと、そうした言葉かけをやはりしてほしいという、そういう指導までさせてもらっているわけでございます。

いずれにしましても、基本的には仕事が多いということももう事実でございますので、先ほど申しましたように、いかに自衛をしていくか、その中で時間外勤務の縮減を図っていくかということを考えてほしいというふうに指導しているところでございます。

それから、降って湧いたように図書室の開室の話が出てきたわけでございますけれども、ほとんどの中学校では、江陽中学校の状況と同じでございます。ご存じのように、授業時間帯につきましても、閉室をしております。そして昼休み、放課後等に開室をしているのが実情でございます。

家城議員のおっしゃいましたように、義務教育の方はちょっと単位制ではございませんので、授業時間中にふらふら教室から出るということはありませんのが基本でございます。したがいま

して、授業時間中に図書室に行って勉強しようというのは、基本的にできないはずなんです。それで、調べ学習等で図書室が必要な場合は、当然教員がついて行くわけでございますし、開室をして、そこで調べ学習したりして、学習活動を展開しているわけでございます。

ただ、現在、私どもの管轄している学校、与謝野町にある三つの中学校でございますけれども、そのうちで1校、加悦中だけが現在、授業時間中も開室をしております。と申しますのは、これは文部科学省の図書館教育の研究という、研究指定校になっておりまして、今年度から、そのために司書教員の加配をいただいております。要するに、司書教諭を余分に配置してもらっております。そして、図書館教育の研究をしております。したがって、こうしたことから考えてみますと、その図書室に常駐するそうした司書等、あるいは司書教諭等があれば、別の意味でやはり読書指導や調べ学習等についての指導や助言もできますし、図書館教育の推進と活動をより活発化させる点で、有意義であろうと思います。しかしながら、現在ではやはり一人一人を雇うこととなりますので、財政的な面からいきましても、実現はちょっと難しいところでございます。

今申しました加悦中の図書館教育の研究指定というのは、以前から指摘されております専任の司書教諭のあり方の模索のための文部科学省の事業ではないかと、そのように憶測をしているところでございます。その成果が研究成果が具現化されることを期待している次第でございます。

それから、保護者と学校の関係についてのご質問でございますけれども、基本的な考え方につきましては、先ほど答弁させていただきました。その中で、家庭訪問の時期のことについて触れられました。この点につきましては、学校の教育計画でそれぞれの学校で取り組んでおります。私もちょっと夏休みまでなかったというのは、初めて聞いたところでございますけれども、多くの学校では、やはり4月、遅くても5月の前半で家庭訪問の時期を設定して、学校では短縮授業を行って実施しているところでございます。ご意見、ご質問があったということにつきましては、学校の方に伝えまして、教育計画の中でできるだけ早い時期に実施するようにという指導はさせてもらいたいと、そのように思っております。

また、学校と保護者の信頼関係、これはやはり私は、先ほど申しましたこと、それが基本だと思います。その中で、共通の認識と、そしてやはり信頼関係を醸成し、確立していくことが難しいわけですが、地道に取り組んでいって、その関係をつくり上げていくことが何よりもやはり肝要だと、そのように思っております。

以上、2回目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 3回目の質問になりますので、あとはお願いというか、今後こういうことをお願いしたいというようなことを申し上げまして、また次の議員さんも控えておられます。またこの問題を取り上げられる方も多くおられると思いますので、とりあえず一つだけ、いじめの定義というもので、教育長ご説明いただいたわけですが、深刻な問題には至らないだろうというのは、大人の判断であって、子どもの中では非常に深刻だと抱える子どももいるのではないかという気持ちがあるんです。

実例で言いますと、私が聞いた話ですが、ある女の子がクラスのみんなから仲間外れにしようという話が出た。その相談を持ちかけられた子は、その子とも仲がいいので、私はそんなことはしたくない。しかし、ほかのクラスの女生徒全員が、あと残りのみんなが遊ばないというよ

うな中で、相談を持ちかけられた最後の一人の子ども、その子といるとほかの子とも遊んでもらえんようになるから、今その自分の立場について悩んでいると。だからいじめをしている、されているだけじゃなくて、まわりで影響されている子どもも問題を抱えているというような現実があります。

大人の物差しで深刻であるかないかというよりも、本当に子どもと先生がゆっくり対話のできる環境づくりをご指導いただきたいと思います。

また、与謝野町の合併しました学校数も幼稚園も一応教育委員会の方になります、保育所もそうです。その中で、非常に手本になる取り組みをされている小学校、中学校、また幼稚園、たくさんあると思います。お互いに対抗意識を持って取り組まれるということは非常に大切なことだと思いますが、よいことはよいで、取り入れる環境づくりという指導もできたら徹底してお願いできないかと思います。

例で挙げますと、三河内幼稚園の先生なんかは、いつ行っても気持ちのいい対応をしてくれます。よいところはよいというようなことで、やっぱり指導していただくことが大切じゃないかと思います。

それから、江陽中学校の図書館ですけれども、授業中のみ鍵がかかっているということで答弁いただきましたが、私の聞いたところ、休み時間もかかっていると。入るのには先生の許可をもらって鍵をあけてもらわなければ入れないということをお聞きしております。私の認識が間違いなのか、再度できたら確認をとっていただきまして、子どもにちょっとでも学ぶ機会を与えてあげていただきたいと思います。

また家庭の考え方につきましては、すぐにどうのこうのというようなことは非常に難しいことではないかと思いますが、本当に保護者として、親として、あるべきことを先生と腹を割って会話ができる信頼関係というのを、家庭もそういうふうにしていただくように、また先生方もそういうふうにしていただく中での築きあげが必要ではないかと思います。またそういうようなことで、こういう教育問題につきましては、すぐやったからすべてがすぐ解決するというものはありませんが、早期にやるべきことは早期に行い、計画を持って十分検討し、協議して取り組むべきではないかと思います。

教育委員会だけがやっても、また学校だけがやっても、また保護者、家庭だけが取り組んでも成立しない、町長の言われる自助、公助、共助の3つが一体となって教育も進んでいくのではないかと、教育長もおっしゃいましたが、地域が一つになって、学校教育というのをいま一度考え直す時期ではないかと思います。

以上のことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 答弁は不要のように言われたわけですが、ちょっと誤解がございましたら、後々に影響がございますので、ちょっと補足と言いますか、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、いじめのことに关しまして、大人の目線ということをおっしゃられました。決してそのような考え方で先ほど私は答弁をさせていただいたつもりはございません。やはり、子どもにとって、そのことがいかに大きなことであるのかと。やはり、その子どもの目線で、子どもの立場

で、特にその被害を受けている子どもに対しては、当然学校も対応しておりますし、私どももそのように指導をさせてもらっているところでございます。

次に、いい取り組みをしているところは、紹介してそれを取り入れた教育活動、あるいは学校・園の経営もやったらという話でございますけれども、まさにそのとおりでございますし、非常に教育現場というのは、私はある意味ではこわいところがあるわけでございますけれども、何かいいというものを聞きますと、それにさっと飛びつく習性がございます。そして、下手をすれば、一色になります。それに対しては、一定の私自身は危惧をすることでございますけれども、だからいい話は敏感に教育現場の方はキャッチしていつているのが事実です。

ただ、私が一番怖いというもう一つの要因につきましては、いわゆる「仏つくって魂入れず」という言葉がございまして、上辺だを取り入れると。それに対してです、警戒というのは私の心の中にいつもあるわけでございます。

したがって、いいのには学べということは積極的に推奨していかなければならないわけですし、それから同時に、その魂も学んでほしいということもつけ加えなければならぬと、そのように思っておるわけでございます。

それから図書館の件でございますけれども、いわゆる家城議員ご指摘のは、業間だと思っております。いわゆる1校時、2校時、3校時、4校時のその合間合間だと思っております。10分あるかないかの時間でございまして、したがって、それらは本来トイレに行くとか、ちょっとした用事、あるいは気分の切りかえ、休息、そうした時間でございまして、それらにやはり対応は今のところでできていませんし、それから私は、そこまで現在の状況の中で対応する必要はないと、そのように思っておるわけでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） これで家城 功議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

10時45分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、16番、森本敏軌議員の一般質問を許します。

16番、森本議員。

16番（森本敏軌） それでは、通告をいたしております教育環境問題、児童虐待防止、農業振興の3点について、教育長、町長にお尋ねいたしたいと思います。

まず初めに、教育問題についてお尋ねいたします。戦後62年を経過いたしました今日、戦後の非常に厳しい時代を国民の大変な努力により経済発展を遂げ、世界の先進国の仲間入りを果たし、自由で豊かな国になりましたが、経済優先で教育について真剣な取り組みがされてこなかった面が考えられ、歪んだすさんだ社会となり、家族、地域の希薄がモラルの低下や安心・安全がゆるみ、親が子どもを、子どもが親を殺害する、子どもたちのいじめに始まる自殺、学力低下など、特に教育について大きな問題となっております。

政治を司る、教育をするなど、何を行うのもすべて人でありまして、この人をはぐくむ教育は、

家庭で、地域で、学校で何を置いても最も重要な施策であると認識いたしております。

安倍首相は、初の戦後生まれの首相として、美しい国日本の構築を目指し歩み始めました。この中で、次代を担う子どもたちや若者の育成が不可欠で、近年子どものモラル、勉強への意欲の低下、また子どもを取り巻く家庭、地域の教育力の低下などが懸念されており、家族、地域、国の絆を取り戻し、命を大切に作る豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生を目指しております。

私も戦後生まれの団塊の人間として、子どもたちの教育に責任の一端を感じるところであり、この教育再生は非常に重要と考えますが、今日までの教育施策の過程を踏まえ、教育長はどのように考えられているか、まず初めにお尋ねいたします。

こうした中、突如として、高校の必修科目の履修漏れや、いじめに端を発した自殺が連鎖的に起こるなど、文部科学省を揺るがし、憂慮すべき社会的、国民的、大きな問題となっております。

先ほど家城議員からこの問題について質問、答弁があったところであり、重なる点もありますが、いじめ非行の実態について改めてお尋ねいたします。

平成17年9月、北海道滝川市の市立小の教室で、小6年生女の子がいじめを示唆した遺書を残し自殺が起ってから、愛媛県今治市で、福岡県筑前町で、岐阜県瑞浪市で、大阪富田林市で、埼玉県本庄市で、いずれも自殺が絡んだ生徒たちの自殺が連鎖的に続いており、13歳、14歳という人生の入口で、授かった大切な命をみずから絶つという、悲しい痛ましい事件が起っており、憂慮すべき問題であります。

特に筑前町三輪中では、先生の言動がいじめを誘発しており、許すことのできないことであります。いじめの背景には、この社会が抱える根の深いものがあると言われており、人は一人で生き難いから集団をつくる、結束し仲間意識が強くなる、師とする者と従う者ができる、敵と味方を区別する、結束を確認しそこから排除すべき対象を探し、その弱点をつき、なければつくり出す、はやし立てて追い詰める、こうしていじめが始まると言われております。

人が集団をつくる限り、完全に消し去るのは難しく、やはりいじめられている側の声や叫びに周囲が耳をすませ、いじめが取り返しのつかない悲しい結果をもたらすことを、子どもたちに繰り返し教えることが大事と言われております。

文部省は、いじめ総点検を指示、いじめの重大性の認識が薄れてきているとした上で、いじめをかくすなど都道府県に総点検を求めており、子ども1,000人あたりの発生件数で、最少の福島県が0.1件、最多の愛知県が3.4件で、34倍の開きがあり、いじめによる自殺は7年連続ゼロとされ、根強い隠蔽体質にあり、教育委員会に教育現場の実態を正確に把握すべきとされております。

いじめに遭った子どもの3人に1人は、だれにも相談していなく、被害に一人苦しむ子どもたちの姿が浮かび上がり、いじめられた本人からの訴えが全体の34.7%、保護者からは22.7%、担任教師による発見は2割に満たなかったと新聞報道されております。

今、教育委員会不用論が出ておりますが、やはり文科省、府県教育委員会、市町教育委員会がしっかりと連携を図り、一貫した教育が肝要であり、文部省の問題として取り沙汰されておりますが、地域教育委員会を取り巻く大きな問題と認識いたしております。

あわせて、少年非行についてもお尋ねいたします。全国的に増加傾向が鈍ってきたと言われて

おりますが、宮津署管内において少年補導の状況について、前の数字になりますが、平成17年1月から4月末の4ヵ月において、旧加悦町で喫煙11人、深夜徘徊1人、その他1人、旧岩滝町で喫煙14人、深夜徘徊17人、その他2人、旧野田川町で喫煙13人、深夜徘徊11人、その他14人の計84人が補導されております。これは17年の4月までの4ヵ月間の数字であります。

圧倒的に16歳以上が占めておりますが、中学生も含まれており、また低年齢化をしております。警察に補導されない見えない部分でも非行は起こっていると想像するところですが、こういったいじめや不登校、非行、引きこもりの背景には、家庭、地域の教育力の低下や、親子の対話や住民同士のふれあいが減るなど、社会の希薄化が言われております。

やはり、家庭、地域、学校が連携を図り、敬虔な心や規範意識をはぐくみ、法を守る前に守らなければならない人としての基礎、基本をはぐくむことが、今子どもたちはもとより、大人にも求められている重要なことではないでしょうか。

以上の観点から、新生と謝野町となりましたが、旧町のときにおいて、不登校は一定あったと伺っておりますが、いじめ、非行について、特に問題になることはないとの状況を伺っております。しかし、今全国的な最悪の状況を見ると、決してよそ事ではなく、内に秘めた状況も伺えられます。隠蔽体質になっていると言われる中、与謝野町はいじめをはじめ、不登校、非行の実態をしっかりと把握されているか、また連鎖的に不幸な事態が各地で起こっておりますが、このような事態にならないよう、取り組み、対策が講じられているか、いじめ非行問題についてお尋ねいたします。

次に、青少年健全育成についてお尋ねいたします。

先にも述べましたが、家庭、地域で親子の対話、住民同士のふれあいが重要であり、こういった中で、地域での子どもと大人がふれあうことは素晴らしいことであり、旧加悦町では青少年健全育成推進委員会や愛護会が、旧岩滝町においては青少年問題協議会が、旧野田川町においては青少年健全育成会が青少年の健全育成に向けそれぞれの役割を果たしてきたと認識いたしております。

しかし、それぞれ旧町によって取り組みも違い、こういった中で、旧野田川町においては、それぞれの地域で育成会が、子どもと親はもちろんのこと、地域の大人と一緒にいろいろな行事をされ、健全育成に努力されていると承知いたしております。

去る11月17日も、野田川地域子ども発表会が旧野田川町青少年健全育成委が母体となり実施されました。素晴らしい取り組みであり、与謝野町において早くこの青少年健全育成会を結成し、一体となり青少年の健全育成に地域としての役割を果たすことが急務であると思っておりますが、お尋ねいたします。

以上、教育問題について教育長のご所見をお尋ねいたします。

次に、児童虐待防止について、町長にお尋ねいたします。

この件については、9月議会に井田議員が詳しく質問をされたところでありますが、その後新聞報道で児童虐待がとまらない、昨年度全国の児童相談所に寄せられた虐待相談は、3万4,000件を超え、統計をとりはじめた90年度に比べて30倍以上に膨れ上がり、1週間に1人の割合で子どもが虐待死する中、児童相談所は関与しながら命を救えなかった事件も相次ぎ、

市町村を含めた各機関が連携し、被害を防ぐための新たなシステムづくりが求められているといった報道がされ、またこの10月には、府内の長岡京市で3歳児が父親らから食事を与えられないなどの虐待で餓死するという、あってはならない悲惨な事件が起きております。

9月議会の井田議員の質問にもありましたように、児童虐待防止法に、虐待について4つの定義がされ、1点目に、身体的虐待、身体に傷を負わせたり、殴る蹴る投げ落とす、たばこの火を押しつけるなどの行為で、生命の危険が及ぶ。2点目に、養育の放棄、怠慢。衣食住の世話をせずに放置したり、重大な病気になっても医者に連れて行かないなどの行為で発育、発達がひどく遅れたり、極端な場合には、栄養失調になるから死に至ることもある。3点目に性的虐待。性的ないたづらをする。子どもの心身に大きな傷を残す。4点目に、心理的虐待。ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、脅かしたり、無視したりすることによって、子どもの心身に大きな傷を残すと、4つに分類され、また児童虐待防止法3条では、児童に対する虐待の禁止が、4条では、国及び地方公共団体の責務等が、5条では児童虐待の早期発見など、きめ細かく児童虐待防止についてうたわれております。

いずれの虐待も許されることではなく、虐待が起こることについて、やはり経済的な問題、夫婦間の問題など、いろいろな家庭環境に起因していると考えられ、また孤立してだれにも話せない状況も伺われます。こうしたことを未然に防ぐことが重要であり、周辺から気づいてあげて、必要な援助、相談など、手を差し伸べたいとめる。また虐待してしまいそう、虐待かもと悩んだり、感じているなど、子どもや保護者が家庭内で悩み、子育ての悩みなどを抵抗なしに、また秘匿の中で気楽に相談できる体制を構築することが重要であります。

井田議員の質問にもありましたように、市場、岩屋、石川の地域で既にその受け皿体制がとられており、町としてもさらに他の地域へも波及させ、与謝野町虐待防止ネットワーク体制を図り、虐待防止とネットワークの啓蒙を図り、町民の皆さんに理解と認識を深めていただくことが重要です。

5月議会の答弁で福祉課を中心に児童虐待防止体制は整えていただいているようですが、長岡京市の事件を踏まえ、児童相談所、保健所など、さらに連携を図りながら、地域虐待防止ネットワークを立ち上げ、町から虐待がなくなり、また早期に防止できる体制、方策をとっていただきたいと思いますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。農は国の宝なりと言われており、古代の昔から米づくりが営まれ、いつの時代においても、命の源となる米をはじめ食糧を産む農業農村は、重要な役割を占めてきたと認識いたしております。

農業は、天候に左右されるなど、自然の影響を受けやすく、厳しい状況にあります。特に米について、国民一人当たりの消費量は、昭和37年の139キロをピークに年々減少し、今ではその半分以下の消費量となり、また米の市場開放で輸入を強いられるなど、米余りに一段と拍車がかかっている中、国の補助政策により、他の作物等への減反施策が図られてきましたが、国の財政も厳しく、米もつくる自由、売る自由が認められ、生産者みずからがリスクを負う状況となり、のを取り巻く状況は一段と厳しい状況になっていると認識いたしております。

日本の社会が急速な経済成長と、また国際化の進展により大きな変化を遂げ、日本の食糧、農業、農村をめぐる状況は大きく変化し、食生活の高度化、多様化が進む中、米の消費は減退し、

畜産物・・・のように、大量の輸入農産物を必要とする食糧の消費が増加するなど、食糧自給率は一貫して低下してきており、これに対応した供給体制は十分に確立されていない状況にあります。

また、農業者の高齢化とリタイアにより、良好な農業環境が維持できなく、農地面積の減少、耕作放棄地が増加し、農地の有効利用を図る体制が崩れてきているなど、懸念されております。

一方、はじめにも申し述べましたように、農業農村は、安心・安全な食糧の安定供給や、国土環境の保全など、多面的機能を果たしており、農業農村は重要な役割を担っております。

こうした懸念される面、今後価値を見いだしていく面などから、平成17年3月に新たな食糧・農業・農村基本計画が策定され、まず平成27年に我が国の食糧自給率目標を供給熱量ベースで45%と定め、農地面積450万ヘクタールの確保を目指しております。

以上の観点から、まず初めに、この新たな食糧・農業・農村基本計画のもと、国において2007年度から品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策の取り組みを打ち出しております。与謝野町においては、特にこの農地・水・環境向上対策に取り組みが示され、地域説明会も実施されております。

与謝野町においても、農業を取り巻く環境は過疎化、高齢化が進み厳しい状況にあり、優良農地の農道、水路環境などの保全、維持が農業者だけでは困難な状況となっております。耕作放棄地が出てくるなど、農業が果たす役割が危ぶまれております。

このたびの農地・水・環境保全向上対策は、地域協働、自然保全への資源、営農支援への支援が打ち出されており、期待される対策で、国と地方で水田10アール当たり4,400円などの支援も示されております。5年間の取り組みと承知いたしておりますが、与謝野町において具体的にどのような事業展開が計画されているか、お尋ねいたします。

次に、与謝野町の農業振興策についてお尋ねします。

合併し与謝野町となりましたが、旧町時代から農業も織物業と同じく地場産業として寄与してきたと認識いたしておりますが、今日、いずれも厳しい状況にあります。旧加悦町は、米を中心にハウスものにも力が入られ、またおから肥料での自然循環型農業に力が入られてきました。旧岩滝町、野田川町においても、米を中心にハウスなど振興が図られてきたと認識いたしております。与謝野町には888戸の農家数があり、販売農家は486戸と承知いたしており、特に販売農家は農業所得の向上を目指し経営努力がされております。

平成18年本年は、旧町からの継続事業として事業展開がされてきましたが、平成19年は与謝野町として一体的な農業振興が期待される所であり、町長のマニフェストにあります元気の出る頑張る農業支援振興策をいかに進められるのか、お尋ねいたします。

最後に、明石の農業施設環境についてお尋ねいたします。

明石の農業状況は、田が76ヘクタール、畑が1ヘクタールで、広大な加悦谷平野の三河内と境をし、優良農地を抱えております。昭和29年ごろに区画整理され、あわせて農道、河川、水路の整備が図られました。特に明石ゾブ川は、当時のことでもありますから河川の両側はドウギで支えられており、当時としては立派な河川整理だったと思いますが、50数年を経過する今日、ドウギも腐り崩壊状況にあり、付随して農道も軟弱で、今農機も大型化している今日、危険も伴い、農地環境は荒廃いたしております。これらの整備が急務であります。

既に、I他は十数年前に石川から加悦にかけ、相当間が整備され、大きな効果を発揮しております。また明石においても、高齢化が進み農業後継者も少なく、集落営農での維持、担い手による維持、いずれにいたしましても、これらの整備を図らなければ将来農業が続けられない状況となっております。特に明石ゾブ川は、50ヘクタールの水田を潤しており、また生活雑排水も流入しているなど公共性も高く、重要な河川であります。早期改修整備が待たれるところでありますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

以上、教育問題、虐待防止、農業問題について教育長、町長にお尋ねし、一般質問といたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 森本議員さんの私へのご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町の不登校、非行、そしていじめの実態についてのお尋ねでございます。これにつきまして、紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、不登校の件でございますけれども、年間30日以上不登校の児童生徒という、そういう扱いをさせてもらっておるわけでございます。18年度の状況を見ますと、小学校で8名、中学校で24名ということになります。小学校の方は、ややふえてきているという状況でございます。中学校につきましては、減少傾向をたどっているという状況でございます。特に中学校3年間で見ますと、16年度は29人の生徒が不登校扱いという状況でございました。それに対して18年度につきましては、現在のところは18名というふうに、大幅に減ってきているところでございます。小学校につきましては、16年度が3人、それから17年度が5人、18年度が今申しました8人というふうに、徐々にふえてきているということになります。ただ、小学校の中におきましては、この中に上がっている数字で、果たして不登校と言えるかどうかというケースもでございます。いわゆる親の方、家庭の方に課題があって、そのために子どもが学校に来ていないという、そういうケースが2件ございますので、実際は減るという状況でございます。

次に、いわゆる問題事象でございます。これにつきましては、11月末現在で、小学校で16、中学校で10の報告を受けているところでございます。先ほど紹介がございましたけれども、警察が扱っているのは、先ほどおっしゃいましたように、青年、未成年を・・おりますので若干違うと思えますし、それともう一つは、以前のように警察が学校に情報を提供しなくなったと、これはプライバシーの保護という観点でございます。したがって、街頭で補導されたようなことは、学校の方ではなかなかつかめんという、そういう状況があることはご理解願いたいと、そのように思います。

いずれにしましても、中学校におきましては全国的傾向とおっしゃられましたけれども、減少傾向でございます。それから小学校の方では、やはり微増という形になります。小学生のことで、いわゆる初発型といわれる、出来心という、そうした非行が多いということでございます。

報告につきましては、先ほど家城議員のご質問の中でもお答えしましたので、重複しますけれども、特にいじめにつきましては、先ほど申しましたように3件上がってきております。いわゆるいじめ的な行為もすべて報告するようというふうに言っております。その点、事前にキャッチして指導したということがございますので、とらえ方の違いと言えはあってもありませんけれ

ども、私どもとしては報告に正直に受けていると、そのように思っているわけでございます。

それから、いわゆる実態の把握につきましては、先ほど申しましたように、家城議員のご質問の中で答弁しましたように、定例的な報告、それから指導主事等の学校訪問、あるいは聞き取りという、そうした中で実態の把握を努めておるわけですし、取り組み、対策につきましては、先ほど森本議員さんの仰せになっておられますように、そのような心で実際に指導をさせてもらっているわけでございます。子どもたちのカウンセラーの設置、これは中学校にしかないわけでございますけれども、小学校も希望すれば、訪問をカウンセラーがしますので、そうした連携をとりながら、子どもたちの心の中をやはり開いていくという形もとっておりますし、できるだけ相談しやすい雰囲気、対応に努めさせていただいております。

それから何よりもやはり、どのように防ぐかという、指導でございませけれども、これはもう先ほどご質問の中にございましたように、あらゆる教育活動の場で、その規範意識を涵養をしていく、それに一語に尽きるわけでございます。それからまた、いじめ等でも非常にかかわって、やはり人権教育、それからまた道徳教育の中で、人のあり方、生き方、そうした取り組みを通じて、その問題行動の発生の抑止に努めておるところでございます。

それから次に、青少年の健全育成に関してでございますけれども、旧町、名称はそれぞれご指摘のように違っております。しかもそしてその成り立ちも違っております。それから活動のあり方、それから活動への思いも、それぞれの思いがあります。新町が誕生いたしましたから、議員ご指摘のように子どもたちを地域で育てていくという、その取り組みを、あるいは組織を1つの組織にするために、今日までいろいろ関係者の方々に会合をしていただきまして、その統一的組織の立ち上げに向けて努力をしていただきました。共通しているのは、いずれにしても地域の子どもの心身ともに健全の成長を願いながら活動している点につきましては、これはもう共通していることでございます。

したがって、その認識の上に立って、その活動に取り組んでおられる皆様方が、交流の場を設け、そしてまた共通して取り組める課題はないのだろうか、そうした場を、これは持つ必要がありますので、今日まで鋭意そのために努力していただきました。お蔭をもちまして、来年1月に、与謝野町青少年育成会として組織が発足する運びとなりました。非常にありがたい話だと、そのように思っている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 森本議員さんご質問の2番目、児童虐待防止への取り組みについて、お答えをいたします。

10月22日長岡京市内で、幼い男子児童が虐待死した痛ましい事件は、3月にその児童の姉が保護され、事件の数日前には、民生児童委員から児童相談所へ通報があるなど、虐待の兆しが感じられたにもかかわらず、児童相談所は電話による確認程度で、適切な対応がされずに亡くなってしまったという事案でございます。十分な食事も与えられず、餓死するという本当にショッキングな事件でございました。

事件後、京都府では、児童虐待検証委員会を設置し、再発防止に向けた検証結果の報告書を年内にも発表することにされており、また、緊急対策として、京都、宇治、福知山にあります児童

相談所に虐待対応協力員を増員するとともに、児童相談所、保健所、市町村、市町村教育委員会、民生児童委員などの連携によりまして、市町村単位で虐待案件対応会議を定期的で開催し、潜在している案件も含め、個別の虐待案件について、情報の共有化と点検を継続することにされております。

また、地域における見守り活動を充実するため、市町村虐待防止ネットワークの設置やネットワークを支援するための虐待防止アドバイザーを市町村に派遣し、市町村との連携強化を図ることとしておりますので、京都府の支援を受けながら、与謝野町虐待防止ネットワーク会議を早期に立ち上げたいというふうに考えております。

与謝野町では、幸いにして、虐待による痛ましい事件は発生しておりませんが、町内の不登校児童で、先生が家庭訪問されても児童に面接ができないケースもございまして、このような場合は、虐待の可能性がないわけでもございませぬので、児童相談所や民生児童委員とのケース会議を開催して、その家庭を訪問し、児童虐待の兆候がないかを確認するなどの取り組みを行っております。

全国の児童虐待に関する相談件数や通告件数は、2000年以降の7年間で5倍にも急増しており、ささいなことでも、虐待と思われる事案を感じられたら連絡していただくとともに、保護者自身がイライラしたり、子どもに辛くあたっているような場合は、一人で悩まずに相談していただけるよう、関係機関や地域住民との連携を深めながら、命や人権が大切にされるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

3番目の農業振興についての1点目、「農地・水・環境保全向上対策の具体的な事業展開は」という点についてお答えいたします。

ご質問のように、平成19年度から国の新しい制度として農地・水・環境保全向上対策が始まります。本対策は、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農道、水路といったそうした地域資源を守る「まとまり」が弱まり、あわせて国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みが求められており、このような時代背景を受けまして、これら農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域共同の取り組みに支援が受けられるものでございます。

具体的には、農業者だけではなく地域住民が参加する地元の活動組織が、水路や河川の草刈りや清掃、農道の補修、水に親しむ取り組みや花の植栽、学校と連携した事業など、地域内の資源を守り環境をよくする共同の活動を行った場合、一定の支援金が交付されるものでございます。

支援金の額は、地域内の農振農用地面積に応じ10アール当たり水田で4,400円、畑で2,800円を上限として、農地に限らず地域内での活動経費に対し、来年度から平成23年度までの5年間、毎年交付されるもので、うまく活用していただけるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

去る10月24日に町内の38地区の農事実行組合や農業委員さんなど関係者全員への説明会を開催し、以後、町内を加悦10地区、岩滝4地区、野田川11地区の計25地区にブロックわけをしまして、順次、要請に応じて地区説明会にまわっております。

現在、説明会の終了した17地区を中心に、14地区が取り組まれるご意向を伺っており、残りの地区においてもほとんどが前向きに検討されているというふうに考えておりますので、町と

いたしましても4分の1の負担をしなければなりません、この機会に資源を見直し、地域共同で守っていく「まとまり」を、そうしたものの強化と、良好な農村環境の形成に寄与できるよう、地域内議論を高めていただきたいというふうに期待をしているところでございます。

次に、2点目の「マニフェストに掲げる農業振興策とは」についてお答えいたします。

まず、平成19年度から大きく政策転換を示しています国の農業施策は、人口減少などの社会構造の変化に直面する中、現在も継続しております貿易交渉の動向を踏まえ、おおむね農業の経営は集落営農や認定農家といった担い手に集中し、農地の保全は地域の資源として評価し、守っていくといった方向にあるのではないかと考えております。

このような国の政策転換は、戦後の農政を根本から見直すものとされており、町といたしましては、国の方向性に沿った形で、いかに地域の特色を生かした農業施策を展開するかが重要であるというふうに認識をしております。

ご質問にありますように、旧町それぞれに農業振興に取り組んできた中で、旧加悦町における「自然循環農業」は、地域の未利用資源でありますオカラを有機物として土づくりに生かす、具体的にはオカラを原料として製造する有機質肥料「京の豆っこ」を使用し、特色ある農産物を生産する取り組みでございますが、我が国における農業生産全体のあり方を、環境保全を重視したものに転換していくことが求められておりますこうした中で、求めにかなったものであるというふうに確信をしているところでございます。したがって、地域の特色を生かした農業施策の一つとして、全町農地へも、取り組みを発展させていきたいというふうに考えております。

マニフェストには「頑張る農家を支援する」としております。これは、ソフト重視のまちづくりに農家の皆さんが主役として参画していただき、町はそのような農家を多方面から支援するというところでございます。さらに、マニフェストには、農業振興に関しましては、特産品のブランド化、地産地消の推進等を掲げております。これは、例えば、ただ今申し上げました「自然循環農業で生産された農産物をブランドとして確立をする。」また「自然循環農業による農産物を地産地消及び食育の観点から学校給食の食材として提供する。」といった施策が考えられると思っておりますので、農家の皆さんにはこれらに主体的に参画して頂くことによって元気の出る農業を目指していただきたいというふうに期待しているところでございます。

次に、3点目の「明石地区ゾブ川の早期改修について」お答えいたします。

明石地区ゾブ川につきましては旧町時代から要望のあった箇所でございますが、準用河川ではないことによりまして、地元分担金を伴う農林サイドでの改修を視野に入れた、そうした調整を行ってまいりました。しかしながら、農業を取り巻く厳しい経済情勢の中で、多額の地元分担金を伴う事業の実施は困難を極め、改修が実現しないまま現在に至っております。

農業用施設の場合、地元分担金をいただくことを基本としておりますが、現下の厳しい状況を踏まえ、与謝野町におきましては、農業用施設といえども幹線として位置づけられるそうした路線や、公共性の高いもの、また防災上重要性の高いもの等にも、町が主体的に一定の整備を行っていききたいというふうに考えておまして、これら重要施設の改修計画を策定しまして、国府の補助事業を活用しながら、順次、実施したいというふうに考えております。

明石地区ゾブ川につきましては、既に現地の確認を行うなど、改修の必要性を認識しておりますので、採択可能な事業について、京都府と調整を行っているところでございますが、地元関係

者との調整も必要ですし、環境に配慮する工法が求められているなど、採択されるハードルも高く、また予算的にも採択順位も厳しいものがあるというふうに伺っており、今すぐ事業採択される状況にはないものと思っております。

しかしながら、今後、関係者のご負担を軽減することも模索しながら、事業実施に向けて議論を深め、最も効率的な方法により作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、森本議員さんにおかれましても、地域の取りまとめ等について、格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 教育問題、それから虐待問題、農業問題と、それぞれご答弁をいただいたわけですが、まずは教育問題につきまして、垣中教育長も我々が高校時代からの先生でありまして、いろいろと大きな場所にもついていたいたりして、もう十分な経験をお持ちの教育長であります。

したがって、今いじめ等の問題についてお聞きをしたわけでありまして、私一つ気になっているのが、やっぱり今の子どもたちというのは、パソコンでありますとか、携帯電話等が大変普及をしております、そういったメールとか、そういったことでのやりとりの中で、友達とのつきあいは行われているというふうなこともありまして、非常に下手だと、友達付き合いが下手だということも言われておりますし、またそういったメールによって知らぬ間にいじめが起こっているというふうなこともあって、非常にそういったいじめについて掌握しにくいという点も言われております。

こういった点について、教育長どのようにお考えになっているのか、そういった点も改めてお尋ねがいたしたいと思っておりますし、それからまた、特に大きないじめ等については、ないというふうなことも今伺いましたし、隠蔽体質もないんだろうというふうに認識いたしましたところでありまして、そういったことについてもお尋ねがいたしたいと思っておりますし、特にそういったいじめについては、一人で悩んでだれにも話すことができないというふうな状況も言われております。やっぱりそういったことをしっかり受けとめてやるという、相談できる学校での窓口と言いますか、対応が望まれるところでありまして、家庭でもしっかりと親がそのことを受けとめられるように、指導等がお願いしたいというふうに思いますが、改めてお尋ねします。

また、前段に教育長にちょっと質問までにお尋ねした教育再生について、どのようなお考えがあるのか、改めてお尋ねがいたしたいというふうに思います。

それから、児童虐待については、今長岡京市の件がありましてから、さらに町長いろんなことについて児童相談所や保健所や、また町の窓口を通じて一生懸命取り組んでいただいているというふうな、今答弁をいただきました。今後さらにそういった、既に市場、岩屋、石川でもそういった虐待防止のネットワークと申しますか、窓口が設置されているようですので、こういった窓口についてですね、やっぱり町民の皆さんにももう少し啓蒙を図ったり、また虐待について、どこでもということではないですけれども、普段の生活の中でいじめではないと思っておっても、いじめになるようなこともありますので、そういったことも含めて、気楽に相談できるネットワークをですね、ほかの地域にも早期に立ち上げていただいて、そういった不幸がないように、また防止できるように、一層取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

それからちょっと前後しますが、青少年健全育成の件について、行政はどのようにかかわって

おられるのかということと、それからお聞きしますと、旧加悦町からは相生委員という方が協議会に出られて、比較的若い世代、それから旧野田川町あたりにいきますと、年配の方というふうなことを伺っております、そういったあたりで、やっぱり意見の違い等々があるというふうに思うんですが、目的という点について、同じような方向が示されているのかどうか、お尋ねがいたしたいというふうに思います。

それから、この農地・水・環境保全対策について、今町長、与謝野町においてももう既に14地域が取り組みを示されているというふうなことを伺ったんですが、全国的にですね、この対策の注目度は非常に高いと、非常に要望が上回っているというふうなことを聞いております。そういった一方でですね、府県や町村が財政難を背景に、交付単価の引き下げとか、独自の基準を設けて、助成要件を国より厳しくする動きがあるというふうに言われておりますが、こういった点については、どういう府、また町の思いなのか、お尋ねしたいと思いますし、それからまたもう一つ、中山間直接支払制度と重複して受けられるかどうかという点で、全国で対応が非常に今違っているというふうなことも伺っておりますので、こういった点はどういう状況なのか、お尋ねがいたしたいというふうに思いますし、それから、ばらまきにならないようにですね、草刈りや泥あげには日当を支払わないといった県もあるというふうにお聞きしておりますが、この点もどういった方向で進められるのか、改めてお尋ねがいたしたいというふうに思います。

農業振興策につきましては、町長おっしゃられたように、頑張る農家、販売農家は非常に努力をされて頑張っておられます。平成19年度は、与謝野町として新たな出発として、一体的な農業振興が図っていただきまして、特に旧加悦町のオカラによる自然循環型農業というのは、うまくやれば脚光的なブランド商品づくりの商品になるというふうなこともありますので、ひとつ積極的に推し進めていただきたいなというふうに思います。

それから、明石川の件につきましても、町長前向きなご答弁をいただきました。どうか本当に今地元の農家にとりましては、あの河川が非常に荒廃しております、部分的にそれぞれの個人が修復をしておるわけですが、おぼつかないという状況でありますので、できるだけ早くそのテーブルに乗せていただいて、農家ももちろん協力をしていくということで思っておりますので、一生懸命に取り組んでいただきたいなと、テーブルに上げていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いがいたしたいというふうに思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 失礼いたします。私の2問目につきまして、私の答弁をさせていただきます。

まず、現在国の方では、教育再生会議というような会議が開かれております。そしてまた国会では、教育基本法が改正されるという、そういう状況で教育が非常に脚光を浴びております。確かに、戦後60年たち、そしてそれ以前に比べますと、はるかに早いスピードで世の中は進歩、発展してきました。その中において、さまざまな現象が今日、社会的に問題になっているのは、もうご指摘のとおりだったと思います。大人から子どもまで、おかしいと言えば全部おかしい。国をあげてみんなおかしくなっていると言っても差し支えないような感じもするわけでございます。

その中で、いま一度、やはり教育というものが考え直される、見つめ直されるということは、

非常に大切なことであり、我々直接的にかかわっている者にしてみれば、歓迎すべきことだというふうにも言えると思っております。

しかし、この教育をめぐる問題が、どこに原因があるかというのが、一つの原因にあるということは、これはもう言えないわけでございます。もうまさに、複合的な問題で絡まっております。その意味で、教育は100年の大計と言われます。それほど大きな課題であるわけでございます。その意味から、皆さん方が大いに議論しあって、そして新しい時代をになっていく若者、子どもの教育はどうあるべきか、また社会はどうあるべきかということを、本当に広い視野で議論をしていただきたいと、そのように思っている次第でございます。

次に、いじめにかかわっての携帯、あるいはパソコンを使ってのいじめがあると。それに対する対応についてのお尋ねですが、これはもう携帯電話にいたしましても、それからインターネットを使っての問題にしましても、要するにIT教育を進めていく中で、常に光と影の部分がございます。したがって、その影の部分を中心に子どもたちに教育していくかということが、当初から叫ばれているわけですし、その教育が必要だと思ひ、ちょっと忘れ去られていっているような気もいたしますので、改めて喚起していきたい、そのよう思っている次第でございます。

また、隠蔽体質につきましては、私はこういう指導をさせていただいております。かくすということばされると。ばれたら、大変な労力だと。それを考えてみますと、正面突破しかないんだと。起きたことは仕方がないと。それについては、ともに手を携えて、その問題の解決に当たっていかうということ、そういう形で正確でありのままの報告をお願いしている点でございます。

それから、子どもたちへの相談しやすい体制づくりということ。これは常々学校現場は苦慮しているところでございます。そしてできるだけ生徒の変化に早く気づき、生徒と対話していくことに努めております。ともすると、それが行き過ぎましてちょっと甘くなったりするきらいもなきにしもあらずですけれども、やはり子どもたちが本音が出しやすい、そうしたカウンセリングマインドという言葉を使っておるわけでございますけれども、その心で接するように指導させてもらっておるところでございます。

それから次に、育成会の件に関してでございます。行政がどれだけかかわっているかということでございますけれども、私たちの立場といたしましては、あくまでも指導助言でございます。それから、それぞれ年齢差が会議に出ておられる方々にあるというお話でございましたけれども、これはその地区、地区の今までの活動のあり方に基づいておりますので、そしてその地域、地域で、この人に代表に出させていただいて、そして相談してもらおうという、そういう形で進められていたというように伺っております。したがって、旧町時代における、その地域の活動のあり方等でそういう差異が出てきておると思ひますけれども、かえってそれの方が、いろいろな意見が交換できていいのではないかと、そのような感想は持っております。

以上、雑駁でございますけれども、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 森本議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、児童虐待防止への取り組みの中で、この与謝野町につきましても、虐待防止のそうしたネットワーク会議を早急に立ち上げたいというふうに考えております。

ここで問題になりますのは、子どものいじめと同じく、先日人権学習の集いがあったんですけ

れども、その中でも、やはり子どもとのカウンセリングをしても、その子が家に帰ってしまうと、また元の木阿弥になるというような心理学者のお話もありましたけれども、やはり親業といえますか、親がやはりそうした子どもとのコミュニケーションをとる、そうした術というものもやはりなくしているのではないかというふうに思います。

やはりそうした中で、親自身がいらいらしたり、あるいは切れたりという、そういうものがあるのです。子どもたちがということにもなるかと思えます。そうした意味でも、できるだけ保護者自身が相談できる場所、あるいはそうした関係機関や地域の住民の人たちがかわりをもって親を育てていくと言えばおかしいですけれども、そういう考え方をやはり持った取り組みが必要ではないかというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期にそうした会議を立ち上げていきたいと思えますし、地域のいろいろな機関の皆さんのお力もぜひお借りがしたいというふうに考えております。

それから、3番目の農業振興につきまして、削ろう、削ろうとしているのではないかと、どこまで補助がというか、支援がしてもらえるのかということですが、ちょっと私もよく把握してなかったんで、課長の方の見解を聞きますと、よその府県ではそういう状況だけれども、京都府においては、できるだけ支援していこうという姿勢であるということです。

まずこれには、やはり農家だけではなく、その町にある資源をみんなで掘り起こして、それを保全する、あるいは進めていく、そういう活動に対しての支援でございますので、何ほもらえるからやろうというものでもございませんし、趣旨はやはりこの機会に資源を見直して、そしてみんな地域共同で守っていこうという、そういうことについてはぜひ町としましても、財政は厳しいですけれども、そういう思いを大事にした施策だと思えますので、できるだけ進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、マニフェストの中での農業振興の中で、私ちょっと言葉を訂正させていただきたいんです。自然循環農業というのを自然環境農業と何回も言ったようでございますので、口述書の中でちょっと訂正をお願いがしておきたいというふうに思いますが、これらの件につきましても、今あるものをやはり大事にした施策を進めていくというふうには、基本的には変わりません。

それから、3番目の明石地区のソブ川早期回復についてということで、これは農業者の方だけではなく、やはり地域にとっても大変公共性の高いものではないかというふうに思います。大変ハードルが高いんですけれども、京都府にもそうした趣旨を十分ご理解いただき、できるだけ少しでも早く前に進むように努力をさせていただきたいというふうに考えております。

答弁が漏れておりましたけれども、二重というか、それもオッケーだということで理解がいただけたらと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） それぞれ前進的な答弁をいただいたというふうに思っております。

暗いじめだとか虐待だとか、質問いたしましたけれども、平成19年がそういったことのない明るい年になりますことを願ひまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） これで森本敏軌議員の一般質問を終わります。

次に、13番、服部博和議員の一般質問を許します。

13番、服部議員。

13番（服部博和） 通告に基づきまして、年功序列から成果主義への変換を問うと題し、町長にお伺いしたいと思っております。

私たちの国日本には、年功序列制度という特殊な雇用制度があるわけでございます。この制度は、一たんしっかりした企業に就職すると、よほどの過ちがない限り、定期昇給があり、ポストもスライド式に上がっていき、定年までの生活が確実に保証されておるということでございます。

そのために、入る企業の格のみが重視され、果たして自分が何がやりたいか、そもそも目指すゴールは何なのかを考える人が最近少なくなったような気がしております。

このことは、いい企業に就職したり、また官公庁に就職さえすれば、安定した収入に支えられて新車のマイカーに乗り、趣味に講じて、将来はマイホームも夢でない、一生安定した生活が送れると考えている人が多いことであります。

この傾向は、最近に始まったのではなく、長い歴史の中で人生設計における知恵として生み出されてきたものでありますが、この母体となる制度も、時代の趨勢に合わなくなり、次第に崩壊しつつあるように思われるのであります。

そこでまず、年功序列制度がいつどのようにして我が国に根づいてきたのかを検証してまいりました。ルーツは、400年ほど前の豊臣秀吉の時代までさかのぼるようであります。当時の権力者として君臨していた秀吉は、検地制度、刀狩りに代表されるように、多くの制度を確立してまいりました。

その中に、奉公構という制度があります。この奉公構とは、一言で言うならば大名が家臣を囲い込むためのシステムであり、徳川時代まで引き継がれてきました。この制度は、例えばある大名が自分の許可なく勝手に家臣をやめた人間を、奉公構扱いと宣言すると、どんなに有能な者であっても、他家は決してその者を採用できない仕組みであり、人を組織に縛りつける手段であったようであります。

似たようなケースは現在でも存在しております。ある同業の大手企業同士が話し合いをし、中途採用をしないようにしようという取り決めをしたことがあります。そのため、転職希望者がいても、とどまらざるを得ない状態が生じてくるわけであります。これは企業側、いわゆる雇い主側からすれば、このように抱え込むことによって、人材の流出を防いできたのであります。

とりわけ戦後は、農村地帯の豊富な若年労働力を安い賃金で雇用しながら、高度経済成長を背景に、日本型就労体制として確立されていったようであります。このシステムの中で、均質で従順な労働者が長時間労働にも文句を言わず、将来のポストと退職金を支えに日夜馬車馬のごとく働いてきたのであります。

この結果が、GDP世界第2位という経大国日本をつくりあげたと言っても過言ではありません。まさしくこのことは、年功序列制度による成果と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

しかし、この一世を風靡した年功序列制度も、バブルの崩壊とともに制度疲労が生じるようになったのであります。しかし、かつてはこの制度を採り入れるべく、真剣に研究を重ねた国があります。その国は、1980年代、不況のどん底にあって、苦しみあえいでいた超経済大国アメリカであります。アメリカの各企業は、こぞってこのシステムをあらゆる観点より研究した結果、自由競争の原理にはそぐわないという結論を出し、それ以降は一切話題にもなっていないのが現

実であります。

我が国の特殊風土にはぐくまれながら、昭和初期より順調に推移してきましたが、経済成長が突然崩れはじめ、今までに経験したことのない事態に遭遇したことが引きがねになり、コストや人件費を抑えるために一挙に成果主義へと転換が図られていったわけであります。

その結果、組織の若返りを図っていくことにより、固定費の削減が進められるだけでなく、本来企業運営の基本としてとらえるべき賃金、人事制度は、組織への貢献度に応じて処遇を決められるのが当然であります。限りある人件費を効率的にめりはりをつけ、公正に配分し、業績や成果をあげた人に対して報いるものであると思っております。

またコストについても、今のシステムであればどんな組織であっても組織内の序列はそのまま権限の強さであり、さらに突っ込んで申しますと、ここで問題なのがその権限を持つ人が年齢という基準だけで決められておるということであります。若い人は、どんなに優秀で能力があっても、本来の仕事からはほど遠い単なる作業ばかりになっている点が年功序列に対する不満となり、やる気がそがれている要因であると言われております。成果主義は、自分の能力を最大に発揮できるわけありますから、そこが若い人がたまらぬ魅力を感じる場所であると思っております。

もう一つ述べさせてもらいますと、今の年功序列のシステムには、必須的な条件が必要であります。それは、組織が毎年毎年一定の成長を確実に確保していかなければならないということであり、今のスタッフをそのまま維持し、定期的に昇給し、将来の退職金を積み立てていくためには、これから先何十年にわたってずっと成長し続けていかなければならないということであり、

このことを行政に置きかえてみますと、交付金や補助金が削減されていく中で、住民サービスを落とすことなく、今以上のサービスを提供していかなければならないこの時期に、果たして財政は成り立っていくのか、不安がよぎるのであります。

体力も気力も、はたまた大いなる夢と希望にあふれる若手職員の抜擢こそ、この難題解決の道ではないかと考えるのですが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、自然破壊と利便性の整合についてお伺いいたします。

災難と災害は忘れたころにやってくると言われております。まだ、私たちの記憶に鮮明に残っております23号台風のつめ跡も、順次修復が進み、正常に戻りつつあると思っております。しかし、あの悲惨な出来事も、やがては歳月とともに人々の脳裏から薄らいでいくことは確かであります。あの体験を生かしながら、今までの今後の対策につなげていく努力は、日々続けていかなければならないと思っております。再びあの惨劇は繰り返してはならないのであります。

しかし一方では、天災はどうすることもできないと、なかばあきらめているのではないのでしょうか。私は、完全に阻止することはできないまでも、ある程度の回避はできるものと確信をいたしております。今から質問することにつきましては、一昨年23号台風の直撃を受けた直後に、旧野田川町の議会において質問させていただいたことをもとに、この地方で最大の被害を被ることになった加悦町、新しい町として一つになったことも勘案し、あえて再び質問させていただくことにさせていただきました。

さて、私たちの住む与謝野町には、大江山山麓から加悦谷盆地を縦断し、阿蘇海へと注ぐ野田川があります。普段は、何もなにかのようにおだやかで、加悦谷盆地一帯に広がる田園の水がめ

として、古くからこの地に恵みを与えてきたのであります。またこの川は、牧歌的な要素を内包しており、当地で生んだ偉大な歌人、蕪村の句の中にも、「夏川を越す楽しさや 手に草履」と野田川のほのほのとしたやさしさの一面を歌った有名な句も見受けられます。

しかし、一たん事態が変化すれば、容赦なく牙を向いてくるという恐ろしい一面を持ち合わせるのでございます。この顕著な例が、平成16年の23号台風のときであります。その状況は、まだ記憶に新しいものであり、50年に一度の大災害であったと言われております。ことしこそ少ないものの、最近の台風の傾向としましては、発生回数が多く、その上大型化しているように思われるのであります。

それと同時に、特に気をつけなければならないのは、昨今の台風は従来の台風と傾向が大きく変わってきておるということでもあります。少し紹介させていただきますと、平成16年には台風が24個発生し、そのうち10個が日本に上陸しておるようでございます。これほどまでの数の台風が上陸したことは、かつてなかったことであり、異常な状況だと申さねばなりません。

では、なぜこのような状況になったのかと申しますと、原因は温暖化にあると言われております。台風の発生する位置が以前より北に移動しておるということでもあります。ご存じのとおり、台風は赤道付近の海で発生しておりました。それが最近では発生地点が北へ上がり、日本に近い太平洋で発生するようになったのであります。このことは、温暖化によって海水が温められたことに起因すると定義づけられております。この上昇した太平洋の水蒸気を目一杯補給しながら、日本へ上陸してくるわけでもあります。

先ほど申しましたように、以前なら南方で発生していたものが、日本近海で発生することになったわけでございますから、当然日本に上陸する確率も高くなったということでもあります。そして、上陸したとたんに、目一杯ため込んだ水蒸気を一気にはき出す。このことが豪雨となり、各地に被害を巻き起こす要因となっておりますのでございます。

また、一昨年の水害には、今までと違った傾向が見受けられたと言われております。と申しますのは、外水はらんという現象が起きていると言われております。この現象は、今まで河川水は堤防が切れて町の中へあふれてくるようなことは比較的少なかったわけではあります。一昨年の台風は堤防からあふれ、また堤防が決壊し、そのため外水が押し寄せてくるという事例が多く見られたわけではあります。加悦町の例がこれに当たると思います。この現象が、外水はらんがあります。

一方、これに対し内水はらんがあります。この現象は、今までなら町の中へふった雨水が処理能力を超したために、水かさ上がり、家の中に浸出してくるという現象が主でありました。そのため、洪水に対する町民の意識といたしましても、大雨が降って床下に浸水があれば、2階に上がって水が引くのを待っておればよいという程度のものであったのではなからうかと思うのであります。

しかしながら、外水はらんになりますと、2階に避難するのはかえって危険であります。家ごと流されるということが現実には起こり得るということでもあります。このことが、今までと違った水害の大きな相違点であります。ですから、今後当町としましても、洪水警報が出て避難勧告が出たら、2階に上がる程度ではだめですよ、必ず避難場所へ避難してくださいということを徹底しなければ、大変な事態が起こることが想定されるわけでもあります。

では、なぜ外水はんらんが起きるようになったかではありますが、これはいわゆる日本全体が都市化傾向にあるということでもあります。都市化と申しましても、東京や大阪のような大都会の都市化ではなく、この田舎にある与謝野町内でも見られるような、農地が埋め立てられて宅地化されたり、またほとんど必要としないところに農道や作業道をつける行為、はたまた、その道に舗装をかけるといった愚策が大きな要因とされております。

ではなぜ都市化すれば洪水が起きるかと申しますと、まず第一に、ピーク時の水量が多くなるということでもあります。第2に、ピークが早くくるということでもあります。あっという間に水が押し寄せてくるということでもあります。これは先ほど申しましたように、道路がアスファルト化されたり、住宅が建ち田んぼが遊水地帯となっておったのが嵩上げされ、その役割を果たさなくなっております。

このような状況になりますと、今まで地下に浸透していた水が浸透できなくなり、側溝をつたって即、川に入ってくるようになるので、ピークが早く来るということでもあります。

参考までにつけ加えておきますと、京都大学の角屋 睦名誉教授は、平地の都市化により、必要な排水ポンプは開発前の10倍以上、山林域を舗装などにし都市化すると、豪雨時の降水の最大流出量は、開発前の4倍から5倍に増大すると指摘されております。

そして3番目には、送水量が多くなるということでもあります。このことから言えることは、都市化したならば、まず川をいらえ、川をいらわずに都市化が進むことが大洪水が発生する原因と言われておるわけでございます。

当地を見渡してみましても、今まで申し上げました事例にそのままあてはまると思います。大江山を源とする野田川も、大江山を大きく傷つけながら林道がつき、176号線のバイパス化による整備のため、遊水地帯であった苗田の破壊、また国、府道はともかくとして、農道や林道に至るまでの舗装整備によって、どんどん都市化が進んでいることは現実であります。

このような状況では、いつ牙を向き、襲いかかってくるやもしれません。早急に対応策を立てる必要があると思うわけでもあります。

昭和36年に災害対策基本法が制定されております。このことによって、それに基づいて災害対策は行われている旨の発言もよく伺いするわけでございますが、この法律は二度と同じ被害は繰り返さないという法律であると伺っております。言いかえしましたならば、被害が出なければやらないという法律であり、2級河川の改修は遅々として進まないのが現状であります。

よって、野田川に負担をかけない施策が災害を出さないことにつながると思うのですが、町長のご所見をお伺いし、1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 服部議員の質問中でございますが、ただいま12時を過ぎましたので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

昼食休憩後、ただちに答弁を求めていきたいというように思いますので、ひとつよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

したがいまして、再開は1時40分とさせていただきます。

それでは昼食休憩に入ります。

（休憩 午後 0時10分）

（再開 午後 1時40分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
午前中の服部議員の一般質問に対するこれから答弁を求めていきたいと思いを。
答弁を求めます。太田町長。

町 長（太田貴美） 服部議員さんのご質問の1番目、「年功序列から成果主義への移行を問う」ということですが、去る9月下旬から10月初旬にかけて、全職員を対象とした「人材育成アンケート」として、今回の議員さんのご質問にありましたような、当町における今後の昇任・昇格制度のあり方などを問うアンケートを実施いたしました。

このほど、このアンケートの集計が終わりまして、内容の取りまとめを行っております最中ではございますが、大変、興味深い内容があらわれてきておりますので、議員さんのご質問に対するお答えとして、その結果の概要をご披露申し上げますとともに、私なりの考えを申し上げたいというふうに存じます。

まず、ご質問にありましたように、現在、当町では成果主義を採用しておりませんので、昇格はおのずと年功序列が基本となっております。このことに対するアンケートでの職員の反応は、「公平・適正な昇任が行われているかは疑問」という答が34.1%と、それから「公平・公正に行われており満足」という率が12.7%に對しまして、多くの職員が疑問に思っているということがわかります。

また、今後の昇任・昇格制度はどうあるべきかという問いに對しまして、「おおむね年功序列によるべき」というのが30.8%に對しまして、「人事評価・考課制度を導入して実績あるいは能力を評価して決めるべき」というのが28.2%、それから「所属長の内申を勘案して決めるべき」というのが23.3%と、職員の半数以上が現在の年功序列よりも、何らかの評価を行うべきであろうというふうに答えております。

人事評価制度につきましては、昨年の人事院勧告による給与構造改革の一環として、国におきましても現在、その実施に向けて準備を進めているところでございますが、人が人を評価するという大変大きな課題であり、いろいろと試行を繰り返しながら慎重に進める中で、その実施が大幅に延期されているようでございます。

延期されましたそうした背景といたしましては、国が当初予定しておりましたのは、すべての職員の目標管理による人事評価制度でありましたが、この制度を最初に始めた民間企業では、従業員個々に目標を設定させた上で、その評価を行って、昇進や給与面に反映させようという取り組みが、多くの企業で実際に試みられたものの、管理職についてはそれなりの効果を上げているようでございますが、経営のそうした権限のない一般の従業員にまで目標管理を行うということには、おのずと限界があり、事実上、管理職の職員のみを実施されているという現状を判断されたものであろうかというふうに思われます。

当町でも、人事評価制度につきましては、独自の数々の検討をしておりますが、人事評価の結果を職員の人事はともかく、給与面に反映させることの是非については、慎重にも慎重を期すべきではないかというふうに考えております。

と申しますのも、議員さんのご質問にもありましたように「頑張る者が報われる、また頑張ろうという、そうした気になる職場づくり」という面で申しますと、すべての職員を一律の評価基準で評価できる方法があり、誰もが納得する結果に基づいて昇進や昇給が行われるのであれば良

いのですけれども、実際には、そんな方法があるわけではございませんし、先ほども申し上げましたように、人が人を評価するわけでございますので、一律の基準で、全職員を一律に評価できるはずがなく、その結果として、不完全な評価によって、それも生活給としての性格が強い給料に影響させるということになりますと、本当に職員のモチベーションを上げることになるのか、評価される職員はともかく、評価されない職員はかえってモチベーションを下げることになるのではないかと、また、果たして職員全体の意識が高まる結果につながるかどうか、非常に大きな疑問がございます。

そこで、これらのアンケート結果を参考に、今後、早急に当町の「人材育成基本方針」の策定を行いたいというふうに考えておりますが、その中には、定期的な職場間の異動を、若手・中堅層を中心に3年から5年ごとに行ったり、自己申告による異動なども制度として取り入れることや、職員と上司双方が評価・点検し合うことで、職員の気づきを促すという民間手法の評価なども取り入れたいというふうに考えております。

以上のような、人事面でのいろいろなメニューを制度として設けながら、その一方で職員のモチベーションを高めて、組織全体として、住民福祉の向上のための人材育成に努めて参りたいというふうに考えております。

ところで、このアンケートではほかにもいろいろな質問を設け、職員の日常業務に対する意識調査も同時に行っておりますが、「現在の仕事に『やりがい』を感じていますか」という問いに対して、「大いに感じている」が30.3%、「まあまあ感じている」が39.3%と、全体の約7割の職員がやりがいを感じて職務に従事してくれていることがわかります。

また、「目標をもって仕事をしていますか」という問いに対しては、職場なり個人のレベルでありまして「何らかの目標をもって仕事をしています」と答えた職員が、ほぼ95%に上っています。

人事管理に完全あるいは完成はございませんが、今後の展開を見守っていただきながら、その合い間合い間に、ご忌憚のないご意見を改めてお願いすることとして、1番目のお答えとさせていただきます。

それから、2点目の「自然破壊と利便性の整合性を問う」とのご質問でございますが、近年では、日本では局地的豪雨、あるいは暴風、豪雪、酷暑等、自然災害が頻発している状況であり、それぞれの被災地においては、相当の高齢者でも経験したことのない災害という、そういう感想を述べられるなど、地球環境の変化としか考えられない要因の災害がふえております。

近年、人類は機械化、工業化による社会資本の整備を進め、経済活動の進展や住民の福祉向上を目指し、大きく発展を遂げてまいりました。

しかしながら、この間、地球環境の悪化という負の財産も同時に積み上げてきたところでございます。

我が国においても、目覚ましい産業の発展の中で、化学工場廃液による惨禍や、あるいは工場の排煙やモータリゼーションの進展過程における高化学スモッグの問題、また、高収量を目指す農業の追求から、強い農薬の散布で、田から小動物がいなくなった時代がありましたが、これらの問題については、過ちに気づいて以降、その問題解決に向けた努力が続けられております。

さらに世界におきましても、1997年には地球温暖化の原因となる温室効果ガス、CO2あ

るいはメタン等の削減のため、先進国における削減率を定める、いわゆる地球温暖化防止京都会議が開催されるなど、地球的規模でその危機的状況打開のための方策が検討されているところがございます。

先ほども服部議員が申し上げられましたように、異常気象と地球温暖化の因果関係はまだまだ証明はされておりませんが、大きな要因であるということは考えられますので、我が国は引き続き京都議定書が定める削減率達成に向けた最大限の努力をしなければならないというふうに考え、そのためには私たちは一人一人が、あらゆる場面で温室効果ガス削減のための取り組みを意識し、実行しなければならないというふうに考えております。

一方、森林は木材や林産物の生産機能のほか、水源涵養、土砂災害・土壌保全、保養・レクリエーション、そして地球環境保全など、多面的な機能を持ち私たちの生活と深くかかわっております。特に、地球温暖化防止の削減目標の達成は、管理された森林によるCO₂（二酸化炭素）の吸収効果が最も高いウエイトを占めるとされておりまして、森林管理は重要な課題となっております。

林業は、農業とともに経済的にはもちろんのこと、携わる人の高齢化、後継者の不足は他の産業の比較にならないほどの厳しさがあり、森林管理、農地管理については地域全体の問題としてとらえることが重要というふうに考えております。

このような状況から、林業や農業を振興していくということが、地球温暖化防止にも大きく寄与するととらえ、林道、作業道、農道の整備によって林業家や農家の作業効率を高め、荒廃する山や農地を発生させないこともまた、重要な施策というふうに考えております。先ほど服部議員も平地の都市化によって、いろいろと問題が出てくると、開発についてはそうした都市化をするには、川をいらえというふうなご提案が先生の方から回っているというふうなことでございます。川の手入れも当然重要な課題でございますし、具体的には、野田川の川の上流から下流、またその支川であります2級河川の改修等も、順次行ってきておりますので、そうしたことが一日も早く上から下までが安全・安心を確保できるような川に進めていくことも大事な仕事だろうというふうに考えております。

先だって、香河川ができあがりまして、その竣工式が石川区においてもされましたけれども、我々のその町だけが例外ではなく、これは地球規模で、やはり自分たちのできることを環境を整備していく手だてをそれぞれにやっていくことが必要だというふうに考えております。

以上で、不十分でございますけれども、1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 3 番（服部博和） それでは2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、先ほど私の質問の中で、蕪村の句の一節で、「夏川をこす楽しさや、手に草履」というとかどうかわかりませんが、「嬉しさよ」でございますので、ちょっとそれを訂正をお願いをしたいというふうに思っております。

それでは2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

今、私が大変危惧しておりました、いわゆる職員さんのやりがい、生きがいというものが、心配をおったわけでございますけれども、今アンケートをとっておられるということで、奇しくも同じときに同じようなことを考えておったんだなというふうに、私も喜んでおるわけござ

います。

その中で、やはり職員さんが生きがいを感じておられるという方々が大変多いということで、これはまだ大変いいことだなというふうに感じておるわけでございます。

しかしながら、やはり年功序列制度というものは、やっぱり時代にそぐわないということも同時に感じておられるようでございますので、ぜひともこの方法をできるだけ早く改めていただいて、成果主義という方向へ持って行っていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

成果主義につきましては、全国の企業の大半でもう既に実施をされておるというようなデータも入っております。しかしながら、大半がうまくいってないというような状況が返ってきておると。アンケートを取っても返ってきておるというようなことも聞かせていただいておりますし、知ってもおるわけでございます。

しかしながら、何でこれがうまくいってないのかということ进行分析された方の本を読んでおったわけでございますけれども、やはり基本的に底流には、年功序列という問題がまだ脈々と息づいておると。表面だけ成果主義というようなことを取り入れて、基本的な年功序列というところまでメスが入っていないということが大きな原因であると、一因であるというようなことが言われておるようでございます。

それをなぜできなかったかというような事例を若干報告させていただきますと、やはり社員の方が長期的展望に欠ける行動を取っておるというようなことだとか、社員の連帯感が薄れてきたと、成果主義を入れることによって薄れてきたと。それから、その成果を正確に量るのが難しいので不満があると。今町長の答弁にもありましたけれども、人が人を評価するという、正確に量るといことが難しいというようなことがここにも出ておるようでございます。

それから、目標を低めに設定して、達成度を高く見せるような社員も出てきておるというようなことだとか、それから自己中的な行動をとりがちだと。それから結果が出やすい仕事ばかりに飛びついて、出にくいようなものはほったらかしになっておるというようなこと。それから目標の設定が抽象的であるというようなことが結果として出ておるようでございます。

しかしながら、これらの批判の条項は、やはり本質からかけ離れたものでありまして、やはりもう少し本質、なぜ成果主義というものを取り入れなきゃならないかという本質を、もう一度原点で考えてみる必要があるのではなからうかなというふうに考えておるわけでございます。

企業であれば、いわゆるバブルの崩壊後グローバル化によって世界の企業と対等に商売をやっけていかなきゃならんという切磋琢磨の時代に入っております。また先ほど、第1回目の質問で申し上げましたけれども、自治体におきましても、三位一体の改革によって国からの援助は減っておるという中で、町民のサービスを求める度合いというのは、逆に高くなっておるというようなことをもう一度真摯にとらまえて、やっていかなきゃならんのではなからうかなというふうに思っておるわけでございます。

政府の方としましては、この成果主義の第2段が早くも検討されております。と申しますのは、ホワイトカラーエグゼンプションという構想が最近よく聞かれるようになりまして、ホワイトカラーエグゼンプションという構想が出てきておりまして、これは400万円以上の収入者を対象に労働時間の制限を免除する、いわゆる残業してはならんというようなことが最近ちまたに出てきておるようでございます。これらのものが、矢継ぎ早にいろいろとこれでもか、これでもかと

いうふうに、成果主義に続きホワイトカラーエグゼンプション、それからまた次はまた何か出てくるだろうと思われま。やはりこういうものに十分対応できる素地の構築というものが、今早急に求められておるのではなからうかなというふうに考えるわけでございませ。

正職員の方々にもっと働けというのはなかなか難しいかもわかりませんけれども、しかしながら、この我が町でも212人のパート、臨職の方がおられる。しかしながら、この正職員の方とこの212人の臨職の方とのいわゆる待遇というのは、格段の差がありまして、このパートの方に過酷な労働を強いられておるのではなからうかなというようなことも感じるわけでございませ。

この問題は、3月の定例会でまた正式に質問させていただこうと思っておりますけれども、若干説明をさせていただきますと、この与謝野町のパートの方と正職員の人件費、要するに賃金の差は8.8倍あるようでございませ。これの差をどういうふうに埋めていくのかと、同じ労働力で同じように真剣に働いておられる方に対して、8.8倍の格差がある。やはりこの辺も考えざるを得ないところではなからうかなというふうに思っております。

高齢と言いますか、要するに管理職の方が働いておられんというようなことはだれも申しませんけれども、やはり若手の職員の採用も含めたところで、もう一度パートの方々の待遇改善、もう一度正職員の方々の給与体系、またこれに伴う年功序列の問題も十分考慮していただきながら、今後の対応が早急に求めていただきたいというふうに考えております。

なかなか難しい問題でございまして、即答弁は難しいだろうというふうに思っております。先ほどの町長の答弁で大体了解もしておりますし、アンケートもとっておられるということで、また改めて3月に一般質問させていただくということで、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで服部博和議員の一般質問を終わります。

次に、4番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

4番（廣野安樹） それでは議長のお許しが出ましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

私、2点ばかり通告をさせていただきます。1点は、小学校・中学校の先生にパソコンの貸与と。2点目は、ごみを焼却し、一般廃棄物捨て場の延命化をということで、2点質問をさせていただきます。

1点目の、小学校・中学校の先生にパソコンの貸与をということでございませが、先生の個人所有のパソコンが、今日全国いろんなところで先生の不注意によりパソコンが盗難にあうという事故が起きております。個人情報保護条例からも守らなければならない児童や生徒の個人情報が外に流れるという事故が起きておるわけでございませが、9月の決算審議におきまして、加悦地域の先生にはパソコンが貸与されております。先生のパソコンの設置については、加悦地域では前の西原前町長のときに生徒や児童に設置をと同時に、先生にも貸与すべきということで貸与され、現在に至っていると聞いております。合併により、同じ町でお世話になっております先生方にも、同様に貸与すべきだと思っております。設置には多額の費用がかかるということも十分承知をしているところでございませ。前回の決算審議で加悦中学では547万円、江陽中学、橋立中学校では約300万円のリース代、すなわち先生分においては約250万円、もしもこの中学校分だけでも江陽中学、橋立中学校あわせますと、約500万円程度の経費がかかるということ

で、大変たくさんな経費がかかるわけでございます。

今日、全国いろんなところで先生の不注意から児童や生徒の個人情報なくなるために、没収をするという大変残念な事故が起きておるわけでございます。すなわち、先生の個人使用のパソコンであれば、管理は個人で行うということになり、持ち出しが自由である。すなわち、危険性があるということは言うまでもないということを思うわけでございます。

今日我々、議員にもパソコンが貸与されました。先生にも貸与していただき、この先生のパソコンも私たち議員のパソコンも、そして職員のパソコンもすべて持ち出しを禁ずるという必要もあると思いますし、非常に個人情報のたくさん入ったパソコンでございますので、なくなると同時に事故の発生も、すなわち個人情報が社会に露出するという点においても、持ち出しを禁ずることによって未然に防ぐことができると思います。

来年度の予算において、一度貸与は難しいと思いますが、早期に貸与すべきと思いますが、教育長のご所見をお伺いしておきたいと思っております。

2点目に、ごみの焼却、一般廃棄物捨て場の延命化について質問をいたします。

ごみの問題は、行政の重点課題の一つでもありますし、まず現在の状況を見ますと、一般廃棄物処理場は今後十数年でいっぱいになるような現状であると思っております。特に岩滝地域の男山の処分場は、どの処分場もそうでございますが、一日も長く使用できるようにすべきと思っております。現在の場所以外には岩滝においては処分場はもうありません。このことは、恐らく野田川地域、加悦地域においての処分場にも同じことであろうと思うわけでございます。一日も長く使用できるようにすべきであると思っております。

新設するには多額の費用を要し、厳しい財政状況の中では、とても新設することは難しいことだと思います。一つの施設をつくるのに、約10億円ほどの費用がかかると思います。そうしたことを考え、やはりごみは焼却することにおいて少しでも少なくすることが処分場の延命化につながると思っております。

先日、文教厚生委員会で揖龍クリーンセンターを視察されており、委員長の報告にもあったところでありますが、私も平成10年に副議長の時、また12年に岩滝町の議員として視察をこの揖龍クリーンセンターに見てまいりました。加悦の議場において開催された与謝塵芥処理組合議会でも副議長の時この報告をさせていただいておりますが、この揖龍クリーンセンターの施設は、溶融炉方式でごみを焼却し、鉄、スラグ、集塵灰に分別をするわけでございます。鉄は重機、カウンターウエイトのように重しに利用し、またスラグはインターラックブロックなど、公共資材に利用し、最後に残った集塵灰は約一般廃棄物処理施設に持って行ってありますごみ、これを燃やしますので20分の1まで少なくなるということで、この方法を溶融炉方式でこの近隣の会社でやっておるわけでございます。この溶融炉方式をやっておる会社をお願いをし、少しでも一般廃棄物処理場の延命化を願うものでございます。

この中で、1点目にあげております近隣の会社の溶融炉の焼却処理ができないかということで、お尋ねをしておきたいと思っておりますし、2点目に、一般廃棄物捨て場、いつごろまでもつのか、また現状はということでご質問をさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、非常にごみも一般廃棄物処理施設は今いっぱいになりつつあるというように私は見てきております。一日も長くもたすには、やはり溶融炉方式でやる方法で、

何とかやっていただきたい。そのためにも、溶融炉方式がいいわけですが、一般廃棄物処理施設はまだ現在のところ、岩滝町の一般廃棄物3地区あるわけですが、いつごろまでもつのか、これについてお伺いをおきたいと思ひますし、3点目、高齢化が進み分別が進む中、どのように今後取り組まれるかということでございますが、私のところの近隣の方にも独居老人が多くおられるわけでございます。現在の分別も、ごみを分別して出すわけですが、隣組の方にも大変残って迷惑をかけておられるという状況を見ております。やはり、老人の方の負担が少しでも軽減されるように、一日も早く溶融炉方式の焼却方法で変えるべきと思ひますが、こうした今後の取り組みについてお伺いをおきたいと思ひます。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 廣野議員さんの私へのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

非常にご理解のあるご質問で、感謝申し上げます次第でございます。

確かに、教員に限らず、防衛庁の事件、それから警察関係の事件、そうしたいわゆるプライバシーにかかわる情報が漏洩していったという件につきましては、ほとんどがやはり個人の所有のパソコンからとなっております。

学校におきましても、その点につきましては府教委の指導も非常にありまして、例えば一昨日ですか、判決がありましたあのウィニーですか、その使用に当たっての注意まで流して、個人情報漏洩がないようにという指導は徹底してきているわけでございます。

そんな意味で、世の中IT化、いわゆる事務のOA化が進んでおりますので、学校現場でも当然その情報機器を使って事務を遂行しているわけでございます。

本来、業務に必要な機器あるいは消耗品等は、その雇用主、あるいは学校ですので設置者、それが本来やはり準備すべきものであるわけでございます。その観点からいまして、旧加悦町域の学校におきましては、教職員にご指摘のようにパソコンが貸与されております。今度、3町一緒になりまして、1つの町になりました。そういう意味では、やはり仕事をしていく上でのその条件の平準化ということも、これは当然必要になってくる。それはそれがまた子どもたちの方へ還元されることだと、そのように思っております。

そのような考え方によりまして、新年度19年度予算につきましては、議員さんご質問の件につきまして、予算を要望をさせてもらっておるところでございます。私どもとしましては、非常に財政逼迫した折りでございますので、難しいかもしれませんが、条件の平準化ということにつきまして、実現してもらおうことを願っている次第でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 廣野議員さんからのご質問にお答えをいたします。

2番目にご質問の「ごみを焼却し一般廃棄物捨て場の延命化を」の1点目、「焼却ゴミ、最終処分場に持ち込まれているゴミを近隣にある会社の溶融炉での焼却処理ができないのか」というご質問でございますが、近隣にある会社の溶融炉とは、株式会社YAKIN大江山のことだというふうに思いますが、同社には、ロータリーキルンという日本唯一の炉が5基あり、回転しなが

ら約9時間かけて精錬され、炉は1,200度で処理するためダイオキシンは発生しないとのことでございます。

ごみを炉に投入し焼却処理することについては可能であるとのことですが、リンを含むものを処理しますと、ステンレスの主原料であるフェロニッケルの質が低下するため、投入量の調整が必要となります。また、1基をごみ処理専用の炉にすることも可能とのことですが、日量300トンのごみ量が必要とのことで、近隣を含めてもその量の確保は無理でございます。これら困難な条件がございますが、熔融炉を有効に利用するという事は、町と会社双方にメリットがあると考えられ、会社もごみの焼却処理について肯定的な姿勢を示されておられますので、今すぐとはいきませんが、研究すべき課題というふうに考えております。

2点目の「一般廃棄物最終処分場」についてのご質問でございますが、最終処分場につきましては、旧町から引き継ぎしました施設が3施設ございます。各施設の状況ですが、加悦最終処分場につきましては、平成9年1月から埋め立てを開始し、現在10年が経過しております。埋立状況は約5割程度で、平成27年度までの9年間程度は埋立可能かと推測しております。岩滝最終処分場につきましては、平成11年4月から埋め立てを開始され、そして8年が経過しております。埋立状況は約5割程度で、平成26年度までの8年間程度は埋立可能と推測しております。野田川最終処分場につきましては、平成15年4月から埋め立てを開始し、4年が経過しております。埋立状況は約2割程度と推測しておりますが、地元との覚書により、最大埋立年限を埋立開始から15年以内としておりますので、平成29年度まで埋め立ての予定としております。

現在行っております分別収集の推進を図るとともに、処分場に搬入された家電製品、くず鉄類等、他の施設で処理できる物については処分場から搬出するなどして、処分場の延命に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の「高齢化が進み分別が難しくなる中、今後の取り組みについて」のご質問でございますが、現在の分別方法で町民の皆さんには、大変なご協力をいただいておりますことに、まずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。

合併直後は、それまでと変更になった部分もあり、戸惑いもあったようでございますが、社会福祉協議会をはじめ、いろいろな福祉関係の皆さんにご協力をいただき、説明会を開催させていただきましたこともあり、多くの老人家庭でも分別収集にご協力をいただけるようになったものと考えております。

また、それぞれの地域におきましても、ごみ分別の出前講座もさせていただいており、今後は、我が家だけではなく、隣近所のご年配の方で分別方法がわからない方には、教えていただいたり、直接、役場に問い合わせさせていただくようお願いをしております。

特に、高齢者からの電話の問い合わせには、極力現場へ出かけて行って、現物を見ながら具体的に分別方法のお願いをするよう心がけております。

以前から申し上げておりますが、ゴミ処理の推進は町民の皆さんのご協力とご理解がなくてはできませんので、今後ともご理解とご協力を賜りたいというふうに考えております。

以上で、廣野議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） ご回答ありがとうございました。

パソコンにつきましては、教育長にもう一度お願いをしておくわけですが、本当にパソコンに対する問題は起きておるといことはご存じのとおりでございます、財政厳しいといことはよくわかるわけですが、一つ大きな問題が起きますと大変なことになるということもご理解をいただきたいと思ひますし、1点目にこのパソコンの問題を出しましたのは、恐らく、財政が厳しいので要望しておるけれども、またということで町長のようにふられるのではないかというように思っておりまして、あとで町長の方のごみの問題をあとに質問をさせていただいたということは、町長に対しても、この問題に対しましては十分19年度の予算で取り組んでいただきますように、強く要望をしておきたいと思ひます。

それから、ごみの問題でございますが、私も日本冶金の総務課長と会いまして、燃やすことは十分可能なんだということもお聞きをしまして、リンの問題につきましては、ちょっと引っかかる問題があるなということも私もお聞きをしておりました。このリンの取り除くことにおいても、今検討しておるんだということをお聞きしております。行政で負担をしていただくかなん部分もあるかと思ひますが、やはり会社と十分に話し合っていて、やはりごみは焼却することが私は一番ダイオキシンの問題、そういった公害の問題を避けて通るのには一番いい方法であろうというように思っております。

今、処分をしておりまして、一般廃棄物処理施設、お聞きをしておりますとあと10年前後でいっぱいになるというような施設もあるようでございますし、野田川におきましてはまだまだけけるといようなことでございますが、やはり地元との話し合いで日にちが切られておるように聞きました。やはりごみの問題、ここにも総務文教の方で視察に行かれたわけですが、本当に燃やすことによって、20分の1まで少なくなるということは、もうこの一般廃棄物処理施設をこれからつくらんなんということが考えんでもいいと、いわゆるまずこの岩滝の施設でございますと、15年もって今8年ほど経過したわけですが、あと8年間ほどは大丈夫だということでございますが、将来、この施設をつくらんなんということになりますと、先ほども言いましたように10億円ほどかかるということで、15年の施設をつくりまして、こういう溶融炉方式でありますと、20分の1まで少なくなるということになりますと、単純に計算して300年もこういった処理施設はつくらんでもいいと、捨て場はつくらんでもいいということをお考えますと、やはり溶融炉方式が一番いいのではないかというように思っております。

総務文教の方でも、そういったことを十分に研究されてお帰りになったのではないかというように思っておるわけですが、日本冶金をお願いをさせていただいて、こういったリンを取り除く方法など十分考えていただいて、何とか交渉をしていただきたいというように思っております。

ごみの分別の方法につきましては、お年寄りの方にも今おっしゃられたように、説明会を開くなり、十分理解をしていただくように頑張っておられるといことはよくわかるわけですが、ちょっと認知症がかかったような人などは、やはりごみの問題、ほかしに行つて見てあげようという近所の方が言われても、いや困るというやうなことで、一切中を見ることは許していただけないというやうなこともお聞きしております。非常にこれから、こういった問題、難しい問題も起きてこようと思ひますが、やはり焼却することを前提に、行政としては頑張つていただきたいということをお願いするわけですが、この点について、もう一度町長のお考え

をお聞きしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 廣野議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

溶融炉といいますが、冶金の溶融炉を使ってということになりますと、1基300トンですね。今、ごみの量を丹後全部2市2町で考えますと、90トンなわけです。ですから、300トンの処理をしようと思うと、はなからごみが足りないというか、そういう状況であるということもご理解いただいております。

そうしてきますと、今は資源ごみとして生かせるものは、分別をしてそれを資源ごみに出しております。そうしてきますと、何もかにも燃やしても、まだこの丹後全体だけではごみの量が足りないということになりますので、そうした矛盾が生じてくるわけでございます。

ですから、確かに一つの処理をする方法として溶融炉というのは一つの方法、使うという、利用させていただくというのは、非常にいい方法だと思いますけれども、何とかほかの資源ごみは資源ごみとして生かし、そしてなおかつ、不燃といいますが、今まで埋め立てていた分あたりがきっちりと処分ができるといいますが、そうした方法がどうすればできるか、またそれに伴って、そのリンの除去をどうするかという点で、お互いの思いはありましても、なかなか技術的に、あるいは現実的にどうなのかというところ辺を、やはりもう少し研究したり、調整する必要があるというふうに思いますので、これは避けて通れない課題でもありますので、引き続きそうしたことを研究していく、調査していくということをしていきたいというふうに思います。

確かに、それぞれのごみ焼却施設、埋立処分場が8年から10年の間にはもう使用ができなくなるというのは現実でございますので、決してゆっくりと構えておられない状況だというふうに思いますので、これらについても、担当課を通じて、それぞれの関係市町とも連携した中で検討を続けていきたいというふうに考えております。

甚だ不十分ですが、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今町長が言われたように、私も300トンですが、聞いておりました。実はそれをずっと続けるということとはとても1基を守りするということが不可能だと思います、私も。

それで、一般廃棄物処理施設に今持ち込んでおるごみを、できたら燃やさせていただく、その機会をつくることによって、いわゆる8年持つものが、今結局捨てておるごみをトラックに積んで持って行って燃やして、それでさせていただくことによって、それが延命化するということを考えるならば、やはり短期間の間でも、その方法をとっていただくように交渉がお世話になれないかということをお私に思っておるわけです。1基つくろうと思うと、やはり今言うておりますように、10億円ほどかかると。当時つくったときに10億円ほどかかったというように岩滝で7億円から8億円かかりましたので、そういうことを考えますと、やはり今捨てておるごみを1回日本冶金で燃やしていただいて、少しでも少なくする方法も私一つの方法ではないかというふうに思っております。

今言われたように、本当に2市2町ですか、これではとてもごみの量は溶融炉を1基24時間フル回転さすということは、とても量的に無理だということは私も思っております。だけど、近隣の人と一緒に、一般廃棄物処理施設を、言うたら長くもたすことをまず考えていただくという

ことで、短期間の間でもそれを燃やして、ほかして、少しでも捨て場を長くもたすという方法も一つの方法ではないかというように思っておりますので、その点についても十分ご検討願ひ、一般廃棄物処理施設の延命化を何としても守っていただきたいというように思っておりますので、それを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） これで廣野安樹議員の一般質問を終わります。

次に、11番、勢旗 毅議員の一般質問を許します。

11番（勢旗 毅） 第5回平成18年12月議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3点について、一般質問をいたしますので、理事者の答弁をよろしく願ひいたします。

第1の質問は、福祉の風土づくりについてであります。

11月中旬から12月の初めにかけて、社会福祉協議会主催で各地区で地域福祉懇談会が開かれ、日ごろ福祉の部門を担っていただいている団体の関係者の皆さん、また住民の方々の出席もありまして、福祉にかかわっているような意見が出されました。平成12年度に介護保険がスタートしてから、私事でありました介護保険から社会介護へ180度転換したはずでありますのに、現実には待機しないと特別養護老人ホームに入所できない。行政処分としての措置から契約としてのサービスの利用であるはずなのに、だれにでもやってくる長い老後の期間、家族にとっても介護の不安が多くの方の頭にあることが意見として出されています。

現在では、子どもの虐待が大きな社会問題になっておりますが、やがてこの高齢社会は高齢者への虐待の問題が大きな社会問題になるであろうことは、識者の一致した意見であります。

本年3月、与謝野町においても高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定をされ、明るく活力ある高齢社会への計画なり基本理念が盛り込まれています。今日まで、要介護者の施設として特別養護老人ホームや民間のグループホーム、デイサービス等の施設の充実が図られてきていますが、待機する立場では深刻な問題が生まれてきました。

例えば、与謝郡福祉会の特別養護老人ホームを見ても、何とか自分や家族のときにはこういった施設に入所したいとの思いで、多くの寄付金を寄せられましたはずなのに、国の基準ではケアハウスの設置が義務づけられて、ここには国民年金の給付を超える費用負担が求められることから、大部分の人は都市からの入所者であることや、もっと深刻なのは病院から自宅の間にある老健施設や特養に入ることができず、病院から追い出されてから空いた施設をショートの利用で綱渡りのように回らなければならない、こういったことへの不満であります。

このような状況の中で、高齢者保健福祉計画では平成19年度の高齢化率を26.2%、平成26年度には30%と推定されていますが、少子化の中で、実際にはもっと早いスピードで進むと、このように考えております。

これまで、私も与謝郡福祉会が旧加悦町で施設を建ててほしいとの思いをお願いをしてまいりました。引き続いての要望は願ひするとしても、国の方向の大きく変わった中では、在宅を中心とした介護サービスの基盤整備を重点に図ることもやむを得ないと、このように考えております。

そこでお伺ひいたしますのは、平成19年度の予算編成にあたり、地域密着型サービスを新しいサービスと位置づけられているこの計画では、小規模多機能型施設の整備が予定されています

が、具体的にはこの地域密着型サービスと施設整備の考え方、19年度での実施の方向等について、検討が済んでおりましたら、現時点でのお考えをお願いいたします。

次に、この福祉の風土づくりに欠かせない条件として、地域でどうケアをしていくかが大きな問題であります。地域住民を主体にした自主的な取り組みが課題とされておりますが、現在のままではなかなか参加ができていくのが現実です。以前、視察をさせていただきました町に、鳥取県西伯町があります。ここでは、本年視察した栄村の下駄ばきヘルパーと同じ取り組みがされると同時に、愛の輪基金として地域通貨が地域の中で、助けてほしい、何かお手伝いしたいという気持ちをつなげるための手法として、地域の支えあいのきっかけづくりになっています。

地域通貨は現在500以上の地域で取り組みがされており、今は全国的に最も知られている団体としては、ロッキード事件で有名な堀田弁護士が理事長をされており、さわやか福祉財団があります。この実情を見ますと、相互扶助に力点を置く地域通貨、地域経済の活性化に力点を置く地域通貨との二通りがありますが、このさわやか財団の場合は、地域通貨が構想として、この2つを兼ね備え、相互扶助を目的として地域通貨を始めるならば、地域経済活性化の役割を持たせてほしい、こういう願いがうたわれております。

多くの税金の投入もなく、地域経済の活性化、さらには人々が望まれるあたたかい福祉の風土づくりの一環として、地域通貨を考えることが大きなきっかけになると思っておりますが、この地域通貨について、行政がかかわるかどうにかかわらず、どのように考えておられるか、町長のご所見をお願いいたします。

次に、この福祉を守る立場で、個人情報の開示につきましてお伺いをいたします。

個人情報の保護につきましては、その保持に努めていただいているところですが、福祉の立場から見ますと、今日の状況には首を傾げざるを得ない場面もあります。現在では、民生委員さんにも情報が開示されない状況を考えますと、これでは高齢者の方々自身を守れないのではないかと危惧をいただいております。民生委員さんの立場でも、行政からの情報が出されないのも、非常に困っておられるのが現状で、それでは全国的にどのようになっているのか、少し調べてみました。例えば、高齢者のリストをつくる場合、了解をされた人のみでつくられているところもありますが、ここにきまして希望しない人であっても、対象外とせず、行政責任として安全網にすくい上げる試みがされているところが出てきております。

中には、当然介護度や年齢などが近所に漏れることを嫌われる人もあります。地域による見守りも、ひとつ間違えば監視として嫌われる人もありますが、情報が出ないことで活動に大きな支障があると同時に、活動の幅そのものが狭められている感じがするものであります。高齢社会の中で、目的外に利用されて個人情報が拡散しないよう努めなければならないことは当然ですが、改めて検討願うことも大きな意義があると考えております。

これらそれぞれが福祉の風土づくりに欠かせない、このように考えておりますので、町長のご所見をお願いいたします。

第2点目の質問は、機屋さん向けくらしの資金の創設についてお伺いいたします。

現代の表現として、格差社会ということが連日メディアにも報道されておりますが、つい先だって、NHKは2回にわたりましてワーキングプアを特集し、真面目に働いても暮らしが成り立たない現状を放映しております。いよいよ年末が近づく中で、旧加悦町でやってありましたこ

の機業経営を守るという立場での機業経営育成支援資金制度として50万円を貸し付け、これを3年以内に返済するという制度で、平成11年の暮れからスタートいたしました。これが合併によってなくなったということで、役場にも照会があったでしょうし、私どものところにも幾人かの問い合わせがありました。

合併協議の中では、加悦町のみの施策だからやめるということになったと聞いておりますが、機業を取り巻く現状はご承知のとおりでございます。加えて、機屋さんの多くが高年齢で、少額であっても新規の借入は困難である。この人たちを支える部分にこの制度が役立っていたことを再認識した次第であります。

日本の景気は回復したと言われても、多くの地方では実感がないと言われております。とりわけこの丹後の基幹産業である織物に関しまして、地域経済というカテゴリーで見ましたとき、悪くはなっても改善される兆しは全く見えていません。この中で、暮らしを守ることが非常に厳しくなっているのが現状であると思います。

そのために、ある人は年金を早い段階で受給をしたり、生活を切り詰めながら維持をされているのが現状です。今日まで基幹産業としての役割から、幾つかの融資制度や利子補給の制度もつくられていますが、経営規模を考えると、多くは利用が困難なのが実情であります。

今年の暮れを迎える中で、この制度がなくなったことへの失望や困惑が起こっていることから、この機屋さん向けくらしの資金について、ぜひ制度として創設し、予算的には現在の預託金との調整の範囲だと、このように考えております。こういった人たちを消費者金融に追い込むことがないように、ぜひ前進的にご検討をお願いをいたします、このように思っております。

第3点目の質問は堀口助役さんをお願いいたします。

これは京都新聞の中でですね、助役と担当課長が出席をされた会議、こういう報道になっておりますので、助役さんにご指名をさせていただきます。

質問に入ります前に、堀口助役さんにおかれましては、与謝野町の初の助役として、太田町長を支え、京都府での活躍をさらにこの与謝野町でも発揮していただきたいとの思いで、ややもすると地方分権の中に京都府との齟齬が生じないようにご指導をお願いしなければならないと思います。

町内でのすべての事項についてチェックをいただく立場にあるわけで、市町村を外から見ただけでいたるときと、中に入っていたときのギャップも多いのではないかと考えますが、就任していただいて以降の思いや、いよいよ本格的予算となる19年度が目前に迫ってきた中で、特に留意いただいている部分がありましたらお聞かせいただきたい、このように思っております。

それでは質問に入ります。先日来の新聞報道によりますと、京都府から全国で初めて府内市町村と共同で、税務に係る業務の一元化構想が19年度からスタートすると報じられています。これによりますと、自治体ごとに行っている町税等の課税と徴収を一緒にすることで、納税者にとって窓口が一本化されることでの利点があり、行政コストの削減や徴収率の向上が期待できるとされています。

この報道では、京都府の一元化構想として、住民税、不動産取得税、固定資産税、法人税、自動車税、軽自動車税等について、京都府と市町村税分とにわかれている業務を分担し、具体的には各データを共有し、折衝や督促、滞納整理等も一本化したいとされています。

そこでお伺いいたしますのは、まずこの計画につきまして、京都府の説明の概要と町の考え方について、どのように考えておられますか。これまでこの税の部門につきましては、事務改善やコンピューター化の中で、一番合理化をされてきた部門でありまして、京都府にとりましては、大きなメリットであっても、市町村のメリットはどのように考えておるのかどうか。特に現在、集合徴収をやってきた段階で、平成17年度の決算で見ましても、町民税6億4,974万7,000円、固定資産税、軽自動車税あわせて9億1,597万1,000円に対しまして、国民健康保険6億1,117万1,000円と、非常に国保税も高い割合になっておりまして、これが切り離されることについては、どのように考えておられますか。また、現在市町村への税については、地方課が一元的に指導をされておりますけれども、この関係についてはどのようになりましょうか。

今後、京都府とも協議が進められると思いますけれども、今日までの説明を受けられた範囲でのご答弁なり、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点につきまして、私の一般質問といたします。理事者の答弁をお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 質問中でございますけれども、ここで一たん休憩をし、休憩後に答弁を求めたいと思います。

それでは3時まで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時43分)

(再開 午後 3時00分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 勢旗議員さんからのご質問にお答えいたします。

1番目の「福祉の風土づくりについて」のご質問で、1点目の「地域密着型サービス施設の考え方と計画」についてでございますが、ご承知のとおり、平成18年4月1日付けで介護保険法の改正が行われ、新たに地域密着型サービスが創設されました。

従来、介護保険のサービス事業者の指定は、都道府県にゆだねられておりましたが、その一部につきまして、市町村に指定の権限が委譲されました。

地域密着型サービスとは、超高齢化社会を迎え、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加する中で、高齢者が身近な地域で生活が継続できるように創設された新しいサービス体系でございます。

要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス拠点を確保することを目的としております。

地域密着型サービスの種類でございますが、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、要介護者宅に介護福祉士等が訪問し、入浴や排泄等のサービスを提供する、そうした「夜間対応型訪問介護」、また認知症の方を対象とする「認知症対応型通所介護(デイサービス)」でございます。

また、通いを中心に要介護者の様態や希望に応じて、訪問介護や泊りを組み合わせて在宅での生活を支援する「小規模多機能型居宅介護」、そして認知症の方が共同生活する「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、また入所定員を29名以下とする「特定施設入居者生活介

護」及び「介護老人福祉施設入所者生活介護」の、非常にわかりにくいんですけども、6種類が、市町村の判断によって指定できるようになりました。

地域密着型サービスについては、原則として、施設やサービス事業所の所在する圏域の住民が利用することになっております。

与謝野町における地域密着型サービスの考え方につきましては、合併と同時に策定しました「与謝野町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に示しておりますが、まず、基盤整備を進める上で、町内の地理的条件や住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの特性を踏まえつつ、旧町を単位とする3つの日常生活圏域を設定いたしました。その上で、平成19年度・20年度の2ヵ年で「小規模多機能型居宅介護施設」を生活圏域に1ヵ所ずつ、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」と「認知症対応型通所介護(デイサービス)」をいずれかの生活圏域に1ヵ所所整備する目標を掲げております。現在、平成19年度の整備について検討を進めておりますが、整備を行う圏域及び運営母体について確定しておりませんので、早急に調整を図りたいというふうに考えております。

これまでのように、特別養護老人ホーム等の大型施設の設置につきましては、新設の許認可が得られにくい状況になっており、また、町といたしましても費用対効果の面からも特別養護老人ホームの建設は当面、考えておりません。比較的経費のかからない小規模多機能型居宅介護施設などの数量を確保することにより、特別養護老人ホーム等の代替にしたいというふうに考えております。

地域密着型サービスの効果につきましては、まだ、実証されておりませんが、比較的介護度の低い方には、身近で、こじんまりとしたアットホームな感覚の小規模施設を気軽に利用していただき、心身や生活機能の維持・回復を図り、1日でも長く、在宅での生活を継続していただけるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

そのことが、真に特別養護老人ホーム等への入所が必要とされる皆さんへの円滑なサービス利用につながるものというふうに期待をしております。

次に、2点目の「地域でのボランティア活動を促進するための地域通貨の導入について」のご質問でございますが、「地域通貨」とは、お互いに助けられ、支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置きかえ、これを「通貨」として、サービスやモノと交換して循環させるシステムのことを、「国民通貨」である「円」などとは違いました「もうひとつのお金」ともいべき働きをするものでございます。

長年住み慣れた自分の町や暮らしを、少しでも自分たちの手で守りたい。自分らしい生活しながら生きがいを持って暮らしたい。そんな想いや優しさ、「ありがとうの心」を形で表現し、仕組みをつくる手段とする地域通貨の取り組みは、最近各地で進められております。

地域通貨は、さまざまなボランティア活動、眠っている能力や才能を引き出し、地域で生かすことができるそうした仕組みの一つで、ボランティア活動を促進するための有効な手立てだというふうに考えられております。今後、福祉を進める上では、行政や指定サービス事業所だけでなく、地域住民の支え合いが大切になってまいります。

特に、当地域のように少子高齢化が進行している現状においては、その仕組みづくりは急務と思っておりますが、現段階では、「地域通貨」の導入についての考えはございません。と言いま

すのは、先ほども言いましたように、地域の方が地域をお互いに差さえあう、まさしく共助の部分だというふうには思っております。そうした意味で、民間の方々が自由な発想で取り組んでいただくべき問題ではないかというふうには考えておりますので、そうした取り組みたい人が、あるいはあれば、そうした方たちにどうしていくかというふうなお支えは、今後していくつもりはございますが、先ほどの前段の地域密着型サービス等の、そうした仕組み、あるいは建設については、これは当然公の町がしなければならぬものというふうには考えておりますので、今後はそうしたことについては、一つの検討課題というふうには考えてまいりたいと思っております。

次に、3点目の「福祉の視点からの高齢者の情報開示を」とのご質問でございますが、高齢者個人に係る情報につきましては、個人情報保護の観点から開示することは困難と判断しております。民生児童委員さんたちからも情報開示を求められておりますが、お断りをしているのが現状でございます。

サービス利用に対する情報等、開示可能なそうした情報については、これまで以上に情報提供が行えるよう努力してまいりたいというふうには考えております。

また、社会福祉事業の経営者は、社会福祉法の規定により、「福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し、情報の提供を行うよう努めなければならない。」こととされておりますので、情報の開示を求めいただくことは可能でございます。

次に、2番目の「機業くらしの資金の創設について」のご質問でございますが、この制度は、旧加悦町が、織物業所がどんどん減っていく状況の中で、何とか機業経営を継続していただきたい、あるいは伝統産業を次の世代まで引継いでいただきたいという気持ちから、機業継続資金として出費の多い年末のこの時期に、無利子、無担保、無保証人、返済期間3年、50万円を限度に、町が直接貸し付けを行っておられたものでございます。

この制度の新町の扱いにつきましては、合併協議会の中で加悦町を例として統一、継続する方向で提案されたものでございますが、制度の目的について一定のご理解がいただけたものの、他業種も同様に厳しい経営状況がある中で、織物業者に限定した貸付は不平等が生じるのではないかと、残すのであれば全業種に広げるべきではないかと、償還金のリスク負担が増すのでは、事業資金にはならないのでは等々のご意見が出され、賛否について激論が交わされまして、最終的に採決により決することとなり、結果的に、この制度は廃止ということになったという経過がございます。

現在、織物業を取り巻く状況は、9月の大手呉服チェーンの経営破綻が加わり、じわじわとその影響が出てきており、厳しい状況にあることは認識いたしておりますが、合併協議会での経過を踏まえすと、現段階で同様の制度を創設することは差し控えたいというふうには考えております。

ご承知のとおり新町では、町の制度融資として中小企業等振興資金、いわゆるマル与融資、それでは不況対策のマル不融資を設けておまして、中小企業者の皆さんの経営安定に必要な資金としてご利用いただいているところですが、織物業で賃機形態の事業所さんにとっては、受け皿が狭いという実情は存じております。

10月10日から商工観光課内に機業者の方々からの相談に応じていくための窓口といたしま

して「機業経営緊急相談窓口」を設置しておりますので、事業資金に該当する用途であれば相談に応じる体制を整えておりますので、是非、相談窓口をご利用いただければというふうに思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 堀口助役。

助役（堀口卓也） 勢旗議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、助役に就任をいたしまして、この間の感想、また府から市町村の助役に就任し、特に留意していることについてご質問がございました。

私が議会の皆さまのご同意をいただきまして、7月1日に就任し、町民の皆さん、議会の皆さん、職員に支えられまして、この12月で6ヵ月目に入りました。もともと府県の行政は市町村とか農業協同組合とか、そういった団体を通じて行います間接行政が多いもので、私府職で30年余り勤務をいたしておりましたが、税務課、それから生活保護の業務、与謝野海病院の勤務などを除いて、地域の住民の方々と直接接する経験が少ない職場で勤務をいたしておりました。

7月からは与謝野町にお世話になりまして、住民の方々の声を直接お聞きする機会がふえました。この間、不平、あるいは不満の声もたくさんお聞きしましたし、その反面、喜び、それから感謝の言葉を直接お聞きすることもありました。

住民の福祉の増進にかかわる公務員といたしまして、非常にやりがいのある仕事だというふうにご間感じております。今後とも頑張りたいというふうに思っております。

それから、特に日常の中で留意をしていることはというお話ですが、30年余りの京都府の経験がございましたので、京都府とは密接な連携、これについては特に留意をいたしております。もちろん、地域の方々、近隣の市町村、各種団体等との連携は申すまでもありませんが、京都府との連携を密にしていきたいというふうに考えております。

7月1日に就任をいたしましてからも、7月11日だったと思うんですが、町長それから議長さんと知事、副知事、各部長、府庁の方へ出向きまして就任のごあいさつを皮切りに、8月に入りましてからは、京都府の知事の方へも要望書を持参し、説明、要望に伺ってまいりました。

その前段では、地元選出の議会議員にも、京都府への要望の事前の説明を行ったり、あるいは広域振興局へ出向きまして、京都府への要望を事前に説明要望いたしたり、こんなことなども行ってまいりました。

その後、いちいち申しませんが、京都の方へ出向くたびに、個別案件につきまして京都府の関係部長、課長なんかにも要望をこの間やってまいりました。最近では、例えば町内に幾つかあります京都府の遊休資産の活用についても、相談に乗っていただきまして、その中で無償で譲与いただく方向で話が進んでいるものもあります。

3町では従来から個々に京都府への要望はなされておまして、私が助役に就任したからと申しまして、特に効果が出ているといえますか、そのことは特に考えておりませんが、今後ともネットワークを活用し、町にとって、町民にとって有利な施策が展開できますように、頑張りたいというふうに考えております。

引き続きまして、京都府の税の一元化構想についてのご質問にお答えをいたします。

税業務の一元化、いわゆる税の共同処理につきましては、先月末、その概要の一部が新聞報道

されましたので、議員の皆さんは既にご存じのことと存じます。

この件につきましては、京都府と市町村で「行財政連携推進会議」を設置いたしまして、これまで8回の会議を開催して検討を進めてきたところでもあります。最近では、新聞報道にありましたように、11月29日に市町村の助役を集め開催をされましたが、現段階では「共同処理」の骨格が固まりつつあるという状況でありまして、実施に向けての細部の内容につきましては、今後、専門的な調査・検討を重ねて煮詰めていくこととしておりますので、与謝野町としましては、その中で積極的に意見を述べまして、よりよいものとなりますように努力をしてみたいというふうに考えております。

この共同処理を進める背景でありまして、人口減少、少子高齢化、それから国・地方ともに厳しい行財政運営があるなどの社会経済情勢の変化があります。また、地方税サイドでは、早急に対処しなければならない課題として、徴収率の低下に伴う滞納額の増加、徴収コストの増大などがあり、さらには、来年度から実施をされます、所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲に備えまして、税務の執行体制を強化する必要があります。

実務面では、地方税の仕組みは市町村間で課税・徴収ともに基本的な差異がないと、システムを共同で構築するうえで支障がないこと、さらには、土地・家屋など課税の対象や納税者が京都府と市町村で共通する部分が多くあります。このような状況を受けまして、京都府と市町村とが一体となって税業務の共同処理を進めようとするものでございます。

その具体的な取り組みでございますが、課税業務では、申告書の受付の一元化、それから電子申告の推進、納税通知書の共同作成などが検討され、徴収業務では、現年課税分の共同催告、過年度繰越分の共同滞納整理などが検討されております。

今後の予定といたしましては、平成20年度から徴収業務を、平成21年度から課税業務を共同化し、平成22年度には京都市を除く京都府内の全市町村が参加することを目指しております。

平成19年度につきましては、大口・困難案件の滞納整理など電算処理なしでも可能なことから取り組む予定としております。

これらの共同処理によりまして、効果といたしましては、一つには、申告窓口の一元化、それからコンビニ納税などの推進によりまして、納税者の利便の向上が図られること、二つ目には、徴収率を向上させることにより税収を確保し、税負担の公平・公正を維持し、住民の方の信頼を得ること。三つ目には、スケールメリットによりましてシステム開発・運営経費の削減や人件費など徴収コストの削減が期待をされております。

なお、そのほかに個別のご質問がございましたが、冒頭申し上げましたように、現段階ではまだ明らかとなっておりませんので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、勢旗議員さんからのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。前段ですね、町長から答弁をいただきました、いわゆる地域密着型サービス、これは答弁をいただいた中では、19年度で旧町といたしますが、3つの地域で1つずつそういった施設をつくっていくと、こういうふうに理解をいたしました。大体1つの施設がですね、どのぐらいほどの予算で策定をされるのか。私も考えておりますと、大体、四、五千万ぐらいのものがつくられるのではないかなと、こういうふうに考えております

が、そういう認識でよろしいでしょうか。

それから、冒頭に言われました、いわゆる夜間対応型ですね、訪問看護が、この計画ではですね、実質的にはこれはかなりもう少し先にいかないですね、事業量が少ないということで、実際には動かないと、こういうふうに認識をしているんですが、そういうことでよろしいでしょうか。この2点。

それからですね、次に高齢者の情報開示の関係ですが、実は私もそれはですね、非常に難しいことだと思っておりました。ところが私のところへ東京新聞を送ってまいった方がございまして、11月22日の東京新聞です。高齢者情報をですね、やっぱり渋谷区は条例改正をしてですね、これはもう出す必要がある、これはこういったことが既にやられかけてきたということなんで、ぜひともですね、私どもこれは見る機会ございませぬし、東京へ行く機会もございませぬが、私のところへ送ってみえた方がございまして、それを見ますとそういうふうを書いてあるということで、そういったことをですね、ひとつ念頭に置いていただきながら、まず時代がそういうふうには、まずこれについてもですね、やっぱりずっときたけれども、これで本当にいいんかなという時点に差しかかっているのではないかということで、ひとつお考えをいただいております。

それから、助役さんの方から答弁をいただきました。助役さんがですね、助役に就任をされまして、感じとしては非常にやりがいのある仕事と、それからきょうまでの京都府の人脈やネットワークを生かしながらですね、一生懸命頑張っていたきたいということでお聞かせをいただきました。

一つですね、ぜひそういった部分につきまして、頑張っていたきたいというふうに思うわけでございますし、お願いをしたいと思っております。

次に、京都府との税の関係ですね。これはまだはっきりしないということではありますけれども、はっきりしていることは、京都府との違いは、集合徴収をやっているということが1点です。それからもう一つ心配しておるのは、徴収がですね、一本化をされることによって、非常に厳格になるのではないかなと、こういう気がするわけです。これまでは、大体税務課の職員さんと、その相手の納税者の方との人間関係ですね、集めてきた部分が、役場の職員さんということで大きかったということですが、今度は全く違った格好になるのではないかなと。そういう格好、こうして公平ということはいいいわけですが、非常にその点が厳格な運用になるのではないかなというふうに心配をいたしておりました。そういったことがないように、税もどんどんふえるということですね、今度は後期高齢者の関係の税もふえるような格好になるやに聞いております。なかなかですね、これだけで済むというふうに思っておりませんが、ぜひひとつですね、今後の中で府下の状況を聞いてみますと、必ずしもこの制度に賛成ばかりはないと、こういうふうに認識をいたしておりまして、ぜひですね、そのあたりのことを意識をしながらですね、今後の中でこの取り組みについてのですね、ご発言をいただきたいなと、こんなふうに思っております。

前段の町長さんをお願いしております19年度での施設の規模とですね、大体の事業と申しますか、そのことだけお聞かせいただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

19年度ですべてということには、これはなかなかならない状況でございますし、もともとは19、20あたりでということでございます。

ただ、これ財政との絡みもございますし、また建てていただくだけではなく、あるものを利用していくという考え方もありますので、それぞれの地域の特性に応じた、また財政との絡みの中で、今後していく。それと、受け皿となるところのやはり希望といいますか、その受け皿を確保していくと、企業あるいはそういう団体を確保していくということで、まだまだこれからの調整が必要かと思っておりますけれども、何とか19年度の当初予算には、それらの少しでも予算化ができればということで、今取り組んでいる最中でございます。

以上で答弁を終わります。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今ちょうどその作業の途中ということもありまして、なかなかはっきりしない、見えにくい部分もあると思っておりますが、当然国の方のですね、いろんな手続きの関係もある。京都府との関係もあろうと思っております。

ぜひですね、19年度でそういった部分が円滑にスタートするようにですね、ぜひ頑張ってください、このようにお願いしまして終わります。

議 長（糸井満雄） これで勢旗 毅議員の一般質問を終わります。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田正成議員。

1 2 番（多田正成） ただいま議長のお許しをいただきまして、通告に基づきまして、3点ばかり質問をさせていただきます。

まず最初に、総合計画、都市計画制定に伴い、まちづくり計画10年を問うということで質問をさせていただきます。

与謝野町が誕生いたしましたしてから、早くも9ヶ月が経過いたしました。旧町それぞれの特徴を生かしながら行政を進めていただいておりますが、9ヶ月たった今、行政内も、あるいは町民の方々も、メリット、デメリットが分析のできる時期になったのではないのでしょうか。行政改革の大きな基本として、合併した以上、財政再建とスケールメリットが出さなければなりません。ただ大きくなって経費がかさむようでは、住民のための施策が充実できません。当地域におきましては、地場産業の低迷が続くだけに、全体の活気が出てきませんが、何としても健全財政と健全施策を目指さなければなりません。そのために今、非常に大切な時期で、第一次与謝野町総合計画、当町全土の都市計画を制定される時期だけに、国、府、町民が見ても、与謝野町はどのような町を目指すのか、どのような町にしたいのか、はっきりとした顔が見えるように、まさしく町長の掲げておられます新たな与謝野町まちづくりへの挑戦であります。

その大切な時期だけに、あえて質問をさせていただきますが、当町を本当の意味での一つに、つまり庁舎を一つに統合し、徹底したむだをなくし、財政強化の上、福祉、教育、医療の充実、商工業、農業、機業、各種の活性化の振興策は総合計画と都市計画策定に大きくかかわる問題と考えております。

そういった観点から、総合計画に伴い、まちづくり10年計画のメインテーマの議論は庁舎の

統合から始まり、諸問題へと波及して、新たなまちづくりができるのではないのでしょうか。町長のご所見をお尋ねいたします。

次に、河川の清掃と地域の取り組みについてお尋ねをいたします。

一昨年の台風23号の影響もあるとは思いますが、三河内地区の奥山川上流にあたる場所で、かなりの範囲、ごみと雑草で川が埋まっている状態になっています。この状況は、水が淀み、虫も発生しやすく、環境にもよくありません。また、幸いにしてことしは大きな台風もなく、洪水も起きずに助かっていますが、さてなぜそうなったかと言いますと、三河内の場合は、毎年春と秋に溝掃除や川掃除を区民全体で取り組んできました。そのときにできるごみは、当然大量ですから、町の許可を得て最終処分場へと運んでおりました。ところが、町の方針として、処分場が少しでも長く満杯にならないようにということで、大量のごみが運ばなくなってしまいました。やむなく、春1回にせざるを得なくなりました。河川まで手が回らなくなったのが現状であります。

処分場の抱える問題も理解はできますが、せっかくの我が地域は地域で守っていこう、きれいにしていこうという精神が異なってしまう、結果としてこのような問題ができてしまいます。一度なくした凡例を再び立ち上げようと思えば、区長さんをはじめ、区役員さんの方々にも多大なご苦勞をおかけすることにもなりますし、また現場を見ますと、とても人の手で掃除ができる状況ではありません。一日も早く取り除いていただきたいと強く要望いたしますけれども、ただ今回だけの問題を解決するのは、建設課にお願いをしてきれいにしていただければ、ある意味簡単かもしれません。

しかし、今後の課題として、今回の掃除の問題ではなく、今後の清掃管理を地域住民を含めどう取り組んでいかれるのか、町の責任で常に清掃を心がけていただけるなら別ですが、財政も厳しく、すべて町がというわけにはいかないと思います。このような状況は、三河内地区だけではなく、当町全体にある問題ではないのでしょうか。今後、このような問題をどのように考えておられるのか、またどのように取り組んでいかれるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

最後に3問目の質問をさせていただきます。織物と観光の具現化についてお尋ねいたします。

さて、皆さんもご存じのように、呉服販売たけうちの倒産にあわせ、次田の倒産から心配しておりましたとおり、丹後への影響が出てまいりました。現に、商品のキャンセルや受注の減少が出ております。丹後全体での生産量も1ヵ月6万5,000反と、前年同月比25.9%と大幅減少となりました。年間総生産も100万反から80万反へと過去最下の落ち込みであります。

極めて厳しい環境であることは、ご存じのとおりであります。今後も生産量だけではなく、機屋さん自体減ることが予測されます。産地としては、何としても新たな歩みを具現化に向けて取り組んでいく施策が急務と考えております。9月の定例会でも織物の現況と振興策を質問させていただきました。町長には一定の認識と振興策を考えていただいているとは思いますが、かつて野田川町時代に打ち出させていただきました織物と観光のリンク策であります。当初、その話を聞きましたときには、織物がどう観光にと、その整合性とまどいを感じましたが、今ではそのことが大変重要で、何としても取り組んでいかなければなりません。例年の業界の振興事業として、丹後織物工業組合が取り組んでおられます、天橋立での着物祭り、京都の産業会館での織物求評会、また野田川町商工会が取り組んでおります着物体験学習事業や、青年部諸君の取り組ん

であります。シャンクール事業、そして本年度京丹後市の市長さんが提案され、織物ファッションウィークが取り組まれてまいりました。

それぞれ一連の事業を拝見させていただきますと、その中に今後の新たな歩みのポイントがあると思います。本来は、業界みずからが立ち上がらなければなりません、具現化に向かうには広域的な行政の連携支援も必要であります。業者や織物工業組合との取り組みなど、広域的な取り組みによって、少しずつですが、新たな道が開けてくると思います。

何分にも、若い方々がみずから業界に飛び込んで、夢や希望の持てる業界づくりをしなければなりませんし、またできるように行政にさらなるお力添えを必要と考えます。町長のご所見をお尋ねして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 多田議員さんからのご質問にお答えいたします。

1番目の「総合計画、都市計画制定に伴い、まちづくり計画10年を問う」でございますが、議員さんご質問のとおり、早いもので合併してから9ヶ月が経過いたしました。与謝野町では、今後10年間の「まちづくりの指針」となる総合計画を、「みんなの計画」「ひろがる計画」「できる計画」の3つの考え方を基本に平成19年度中の策定を目標として鋭意策定作業を進めているところでございます。

ご質問の都市計画につきましてでございますが、合併協議会で議論いただきました新町まちづくり計画の中で、その方向性を示しております。第5章、新町まちづくり施策において、快適で安らぎのある生活環境づくりの中に、新しい都市計画の推進として、高速道路網の整備を展望しつつ、水と緑豊かな地域特性を生かし、生活の利便性・快適性と産業活動が調和した魅力的なまちづくりを進めるため、新しい都市計画の推進を図ることとし、土地利用計画の策定と都市計画区域等の検討を行うというふうにしております。

都市計画は、旧岩滝町で区域決定がされておりましたが、新町区域の中で、全区域を定めるのか、あるいは一部の区域を定めるかなど、総合計画の議論とあわせて、住民の方々のコンセンサスを得ながら、今後の調整を図る必要があるというふうに考えております。

次に、議員さんご指摘の庁舎の統合でございますが、ご承知のように、合併協議会の議論では、当分の間3庁舎を活用していくことといたしております。合併協議会で、3庁舎活用の方法を選択いたしましたのは、新町のまちづくりはハードよりソフトを大切に、今ある施設は有効活用をしていこうという、そうした思いからでございます。当然、大変厳しい財政状況も勘案してのことでございます。

現在のところ、将来、類似団体並みの職員数になりましても、職員が1カ所に入れるスペースを持った庁舎はないものというふうに考えております。したがって、庁舎を統合しようとするれば、それなりのスペースを持ったものに整備する必要があり、財政投入が必要となってまいります。一定の基金積立や、あるいは住民の皆様方のご理解等、諸準備が整わなければ、できないことでございます。

私は、将来的には庁舎の統合は必要というふうには考えておりますが、ただ今申し上げました事情により、時期は明言できないということで、ご理解がいただきたいというふうに思います。

次に、2番目の「河川の清掃と地域の取り組みについて」でございますが、三河内地区の奥山川については、旧野田川町るとき、年に1度、上流部と下流部に分けてをしゅんせつを実施してきており、近年は、深くしゅんせつしすぎたために、ブロック積みの根があらわれるなどの弊害が発生しておりました。

多田議員さんの言われますように、部分については、昨年度草刈りを実施してきておりますが、なにぶん、2年に1度の維持管理となることから、現在のように、雑草が繁茂する状況となっております。

町といたしましても、自助公助の考えから、できましたら地域で草刈りができる部分については、地域で対応を願い、地域で対応できない部分や、しゅんせつ等を必要とする部分については町が実施するという区とも調整をさせていただきたいというふうに思います。

また、草等の処分につきましても、住民環境課と協議し、ボランティアとして実施されたものについては、最終処分場への搬入を受け入れる方向で調整をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、3番目の「織物と観光との具現化について」でございます。ご指摘のとおり旧野田川町では観光振興ビジョンを作成しまして、振興テーマを「シルクと農業の体験タウン」と掲げ、地場産業の活性化を観光からの切り口とする、いわゆる「産業観光」を目指してまいりました。

このたびの3町合併により、野田川町の観光振興ビジョンは、一たん白紙になりましたが、与謝野町におきましても地域活性化の一つとして、地場産業であります織物を観光資源として取り組むことは、切り離せない重要なメニューであり、今後、作成します与謝野町観光振興ビジョンや総合計画には、その方向性が議論されるものと予測しております。

具体的には、多田議員さんからありました、丹後地域、いわゆる織物産地として、各市町で展開されている織物振興事業、あるいは丹後織物工業組合、京都府、市町の広域的な織物振興事業は観光素材となり得るものであり、ほかにも小さな素材も含め、たくさん存在しているというふうに思っております。加えて、多くの方が観光とリンクし、織物活性化を目指すべきとの、共有認識で取り組めば、さらに足腰の強いものとなり、十分実現できるものというふうに期待をしております。

ただ、地元の受け皿につきましても、過去からそれぞれが創意工夫をされ実施されてきておりました、観光とリンクさせることはスムーズな形で整うというふうには思いませんが、観光の分野からの仕掛けを行う場合は、区域外から多くの人々を呼び込むことができなければ目的は達成しないわけで、そのためにも「丹後は織物の町」等を関係団体と一丸となってPRすることが重要でございます。また外向けの仕掛けも必要というふうに考えています。

結論が最後になりましたが、織物業と観光のリンクにつきましても、積極的に進めていかなければならない分野と認識しておりますので、引き続き、関係市町や経済団体等との連携を図っていきたいというふうに思います。

また、織物業活性化の切り口については、既に、産地の統一懸案事項として、隣接市町の担当課で検討を進めていますので、本日のご意見も参考に協議するよう担当課に指示いたしますことをお約束し、簡単ですが、多田議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番(多田正成) ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、最初の庁舎を一つにするという意味は、町長もご答弁いただきましたとおり、合併協議会での約束事がありまして、そのときの目標に向かって今一生懸命努力しておられるなということがよくわかりました。

しかし、世の中は刻々とときが過ぎておりまして、まさしく人材も年々変わってまいります。そんな中で、昔のことを言いますとおかしいんですが、例えば野田川町も石川村だとか、岩屋村だとか、村で成り立った町が、野田川町になりました。昔の方に聞きますと、昔岩屋はどうだったとか、三河内はどうだったとかいう、そういうお話をされますけれども、私は途中から野田川町に転入してまいりました。そうすると、それが一つの町で当たり前とってしまいます。そういうふうに、人材は移り変わっていきますので、やはり真の与謝野町を一つにするためにも、そういうものが10年ではなかなかできないかもわかりませんが、合併特例債ここ10年が目標であります。そんなことも含めて、また改めて議論に乗せていただけたら幸いかと思います。

次に、2番目の河川の問題ですけれども、今町長にご答弁いただきましたんですけれども、三河内で春2回と、先ほども言いましたようにしておりまして、そんな中でやっておりまして、春は大体道づくりが多いんで、秋は大体河川を掃除しておったように思います。そのごみが旧町のときの処分場だったと思いますが、ちょうどあそこが満杯になる時期だったような記憶がするんですけれども、新しく今の処分場が変わったときのタイミングではなかったかなというふうに思っていて、区全体でごみを拾いあげますから、かなりの量をトラックで運んでおりました。当然、そんなものをどんどん運ぶと満杯になると思うんですけれども、区の方も独自でほかすところもなく、やむなく春1回にしたというのが現状でありますけれども、今の状況を見ておきますと、やはり住宅というのか、住民の住んでいるところは、やはり心がけて前の方はきれいになっております。そこからちょっと人里離れたところが、そういうふうになっておりますし、今回見せていただきまして、地元の方にこれどうなっておるんだというふうにお伺いして飛んでいったわけですけれども、やはり台風のときの土砂も流れ、また民家が近くでないために放置されてそうなったのかなという気もしますけれども、去年2年ほど前に草刈りをされたということですが、やはり毎年川に入って、少しでも清掃をしていくという心がけも必要ではないかなというふうに思いますので、それは町だけでは大変かと思っておりますし、やはり区長会がありますので、区長会で十分ご相談されて、またここにも新しくパンフレットがありますけれども、農地・水・環境保全向上の対策というような新しい施策が生まれてきたようですし、こういうことも十分活用させていただきながら、区長さんと話していただけたらなというふうに思っておりますし、我々住民も少しは心がけないかなというふうには思っております。

以上ですので、まず今の現状は一日も早くそれこそ建設課長にお願いをしてですね、きれいにしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

3問目の織物につきましてですけれども、毎回織物の振興策を申し上げて申しわけないんですけれども、今本当に厳しい状態がありますけれども、やはり若い方々、我々の息子らの世代になりますけれども、かなりのやはり感性を持った方々がおいでまして、今までの織るだけの町から早く脱皮をして、そのノウハウを生かした中で新しい取り組みということになりますと、町長も拝見しておられますように、ファッションウィーク、それから京都での丹後織物求評会などを見

ておりますと、以前の商品と全く違う新素材がどんどん生まれてきております。それをやはり私はイベントではなく、本当に商戦に向けられる形をつくりあげ、そのことに行政が広域的な支援がしていただけたら、必ずそれは実を結ぶのではないかなというふうに思っております。

一流のファッションデザイナーがなぜファッションショーをしたりコレクションをするかと言いますと、一般住民はそのセンスを磨きみずから見に行きますし、また生徒たちは自分のデザインを志望する学力というのか、デザイン力を勉強しようと思っておりますけれども、その中には、必ず前列にバイヤーが集まっております。そのデザイナーのショーを見て、年間の契約をとったり、商品づくりを考えたりということをやっておるわけですし、それが丹後の織物業界が一つになって、そのファッションデザイナーと同じ役目を業界で取り組んでいくということがあれば、私は必ず若い方々がそこへ目を向けてくると思います。そうしますと、みずから自分でやっつけていこうという気が起きてきます。今までのように、織物を織らしていただいて工賃だけ稼げる、それはそれで今までの歴史ですからそれはそれでいいんですが、もはや量も売れません。まさしくそんな段階ではありませんので、一日も丹後の高い織物の完成度をいかに商品にしていくかということが重要でありますので、今後そのような施策を宮津市、2市2町ですか、一緒になって町長が取り組んでいただけて、業界がまたそのなかにかましていただいて、一緒に動けるような体制づくりがしていただけたらと感じております。どうかよろしくお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 庁舎の一本化につきましては、先ほども申し上げましたように、合併協議の中で一定の整理をして今進んでおります。時期的には、いつとは言えませんが、新しいこの庁舎も加悦の庁舎も新しいところですから、まだ十分、20年、30年は使える庁舎でございます。そうした意味で、今後どうしていくかは別にしまして、当面の間は今の体制でできるだけ縮小していくような形での取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の河川のしゅんせつ並びに清掃等についてでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、それぞれの区との協議をさせていただき、また住民環境課との協議をさせていただく中で、取り組んでまいりたいというふうに思いますし、当然、大きな河川につきましては、建設課等が窓口にもなっておりますので、いろいろな形で進めていきたいと思いますが、具体的におっしゃった分については、やはり2年に1回、財政的にはどうしても無理なところを、何とか人の力だけではできないところをさせていただいておりますので、足りない部分については、やっぱり人の力をお借りして、地域の方の力をお借りして、ぜひ進めていっていただきたいというふうに考えております。

町としてできることは、できるだけ支援はさせていただきたいと思っております。

それから最後の織物の振興の一つの施策として、おっしゃったように求評会だとか、それぞれの町で取り組んだり、あるいはそれぞれの団体でばらばらにと言ったら失礼になるかもわかりませんが、それぞれの思いで取り組んでできておりますけれども、一つの方向性として、先だっても行われました織物のファッションウィークのように、丹後全体で産地として取り組む、またその中に求評会のように実際に業界の方たちが商品を見て、その場で商ビジネスを成り立たせていくような、そういう取り組みができればいいんですが、やはりこれらも各々の丹工、あるいは商工会、そして行政の方も、これも与謝野町だけではなく、2市2町の枠組みの中で、

やはり産地としてどうしていくかという真剣な取り組みをする必要があるかというふうに考えております。

ばらばらするのではなしに、1点に集中して発信していくというのも一つの大きな取り組みになろうかと思っておりますので、それらに向けての提案等もまたいろいろな機会をとらえた中で、発言してまいりたいというふうに思いますし、また業界の皆さん方からもそういう声を上げていただくことが大事ではないかというふうに思いますので、今後ともご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁ありがとうございました。前向きのお話を聞かせていただいて、少しは安心しておりますけれども、先ほど少し聞き忘れましてすけれども、合併協議会によって町長のご努力は大変約束事を守られて、大変重要かなというふうに思いますし、しかしながら、その約束というのは相手があってするわけですが、その相手というのは町民であります。

やはり、時代が変わってきますと、その合併協議会での約束事がじゃまになったりして、町長の新しい施策ができないのではないかなという場面もあるのではないかなというふうに思いますが、その点は合併協議会の施策がですね、町長の新しい施策にじゃまをしていないかということ、ちょっとお聞かせ願ひまして、それがもしその施策に対して約束事があるなら、新しい施策は生みにくいわけですから、やはりその辺もまた町民に投げかけていただいて、改めるところは改めて、町長の施策が生きてくるようにしていけたらというふうに考えております。その点、もう1点だけお聞かせ願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 次の谷口議員さんのご質問の中とも関連してくるかと思っておりますけれども、新町まちづくり計画、合併協議に基づいてつくられました、そうした新町まちづくり計画をもとに私自身のマニフェストといいますが、具体的な施策を数値をあげて政策を掲げておりますので、それとバッティングしてくると、私自身の思いとはバッティングはしてこないというふうに思います。それが足かせや手かせになるということではないと思います。

当然、方向性は同じでも、そのやり方、手法はいろいろあるわけでございますので、それらについて、やはり町民の皆さんと論議を重ねていく中で、一定のそういう方法も、あるいは方向性も明確になってくるというふうに思いますので、そうした考え方で進めてまいりたいと考えております。

議長（糸井満雄） これで多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで10分まで休憩します。

それでは暫時休憩します。

（休憩 午後 4時01分）

（再開 午後 4時10分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、15番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

15番、谷口忠弘議員。

1 5 番（谷口忠弘） それでは議長のお許しを何とか得ましたので、事前通告にしたがいまして一般質

問を行います。

ただいま多田議員さんも少し触れられましたが、私は今後町の10年間にわたる方向づけを決める総合計画と、それを決定するまでのプロセスについてお伺いをいたします。

さて、この総合計画については、先月ようやく総合計画審議会が各地区より29名の委員さんが選ばれて発足をされました。今後、いろんな角度から町の将来像を描いていただくわけであります。

ご存じのように、総合計画は総合的、計画的なまちづくりを進め、住民生活の向上を図るため定めているもので、いわゆるまちづくりの羅針盤であり、10年後の将来を見据え、町民と行政が一体となって取り組むべき施策を体系化したものであります。

合併以前にも、各町におかれましては、それぞれ総合計画が策定され、まちづくりを計画的に進めてきたわけであります。私の住む旧加悦町も、平成15年に10年間の期間をもって第5次総合計画を策定したところであります。

特に、旧加悦町の第5次総合計画策定については、住民と行政との協働によるまちづくりを最重点に挙げることとし、・・・行政の問題が協議されている今日において、とりわけ地域のあり方がクローズアップされており、まずは地区の夢や将来像を議論していただく中で、地区計画を作成していただくことになり、町内10区で地区会議を開催し、自分たちの住む地域の10年後の将来を見つめながら、さらに暮らしやすく、潤いのある地域となるにはどうしたらよいのか、みんなで知恵を出しあい、議論がなされました。これまでの会議とは一味違う、ワークショップ形式による合意形成という手法を採り入れ、ひざを突き合わせてざっくばらんな雰囲気の中で意見交換を行い、地区計画としてとりまとめたところであります。

この地区計画は、住民と行政の役割分担と責任を明確にし、協働でのまちづくりに取り組むための指針であり、第5次総合計画に反映されたところであります。

従来は、どちらかという総合計画は期間が10年ということもあって、抽象的なお題目による言葉の羅列が多く、またコンサルタント任せの部分が多かったように思う。私は、今後のまちづくりは行政と住民がこうしたいんだという思い、魂の部分が入らないとだめであると、このように思っております。そうでなければ、高い費用をかけたものが絵に描いた餅になってしまうように思います。

そういう意味では、旧加悦町の第5次総合計画は、最重点課題を取り上げ、その中身を掘り下げ、本当の意味での住民参加の協働によるまちづくりを進めていく、町長の思いがそこにあったように思います。

太田町長も協働するまちづくりをマニフェストにあげておられます。協働という言葉には多様な定義があるが、少なくとも行政と住民の間に相互の自主性と相互の尊重が前提となり、決定の協働化、決定に対する責任の共有がこの協働のために求められている条件になると思います。

住民参加と叫びながら、現実従来型の公聴と変わらぬ機能を果たしているのではないか。あらかじめ決められた路線で物事が進んでいき、実施段階に限定して住民を活用するケースが多いのではないのでしょうか。

本当の意味での地域力を高めるには、政策形成から実施後の評価までの一連のサイクルの活動がなければ、地域の将来像に向けての認識の共有化はできないと思います。

私はそういう意味で、総合計画の根っこにある部分は、地域の声を吸い上げ、協働してつくりあげ、お互いの認識の共有化を図ることが大事であると思います。しかるに、地域協議会の設置がいまだできていないのは、いかがなものかと思うのであります。もちろん、総合計画審議会と地域協議会は設置の目的が違うのは理解をしておりますが、町長は6月の定例会の中で、私の一般質問に地域協議会の設置についてこうお答えになっておられます。「協議会はなるべく早い時期に旧町単位で設置したい。またその役割は、地域単位でのまちづくり計画や各種計画策定における諮問や提案などをお願いしようと考えている」とこうご答弁をいただきました。文字通り、まちづくりには欠かせない存在であります。

何度も言うようですが、高いお金をかけてつくる総合計画を、実りのあるものにするためには、地域みずからが参画できる手法を採り入れるべきだと思うが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、2点目は行財政改革推進委員会との関係であります。

私も前回委員会の傍聴に行きましたが、当委員会は中長期的な視野に立って今後健全な行財政の運営を図るべく、あらゆる角度から検討をされているところであります。

当町の現在の財政状況は一定の合併効果はあったものの、各種財政指標を見ても、依然厳しい状況であります。こうした状況を踏まえ、今後合併特例の与えられた10年間の行財政計画は重要なテーマであります。当然、総合計画の中に盛り込まれると思うが、今後この委員会と審議会が並行的に作業を進めていかれる中で、総合計画の中にどのようにかかわっていくのかをお尋ねしたいと思います。

そして最後に、町長が掲げておられるマニフェストとの関係であります。総合計画づくりには、合併前に新町まちづくり計画が発表されています。また現在、町長はいろんな諮問を受ける委員会、審議会が立ち上がっています。

しかし私は、当然総合計画には任期4年ではあるが、住民のニーズ、幅広い声を聞いた中で、町長のまちづくりへの思いが凝縮していなければならないと思っております。また、マニフェストの表紙には、新たな与謝野町まちづくりへの挑戦と書かれてあるように、町長のリーダーシップが必要と思うが、総合計画審議会の議論の中で、マニフェストはどのように反映されるのかをお伺いをしまして、第1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員さんからのご質問にお答えいたします。

「総合計画の策定作業にみる、町長の行政を推進する上での手続き、手法について」の1点目、「総合計画ができるまでの流れ」についてお答えいたします。

総合計画の策定につきましては、議員さんもお承知のとおり、地方自治法の規定により、基本構想・基本計画に関し、町の条例に基づき設置した「総合計画審議会」に町長が諮問し、審議会からの答申を基本にして策定するものでございます。

先月の13日に第1回総合計画審議会を開催し、今後の策定スケジュール等のご確認をいただいたところでございまして、同審議会は、審議会の中に「地域振興部会」「教育・福祉・環境部会」「産業・建設部会」の3つの部会を設けております。また、役場内には職員で構成しており

ます、同様の3つのワーキング部会がございます。今後は民間の皆さん方のその審議会部会と、職員のワーキング部会がテーマごとに審議を進め、さらにそれを全体の審議会で審議して、横断的な調整を図っていくこととしております。なお、これらの審議会の概要につきましては、町のホームページでもごらんいただけるよう、できるだけ早い時期に掲載していくこととし、今後作業を進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、今年度中に基本構想の素案を作成いたしまして、来年の8月ごろをめどに、基本計画の素案を作成し、来年の12月中に最終答申をいただき、議会の議決をお世話になるようなスケジュールで進めてまいりたいというふうに考えております。

策定にあたっては、住民との協働を念頭においておりますので、パブリックコメントによる意見募集やあるいは住民説明会など、あらゆる機会を通じて、町民の皆さんが少しでも総合計画に関心を持っていただき、議論に参画いただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上が、総合計画の策定までの基本的な考え方、流れでございます。

2点目にご質問の、「地域協議会」との関係でございますが、合併前に作成いたしました「新町まちづくり計画」では、地域コミュニティ活動の促進のために「地域協議会の設立」を掲げております。これは、一般的に言われておりますように、合併により町域が広域化することにより、地域コミュニティが希薄化し、崩壊するのを阻止しようというものでございますが、当町のように各区単位での自治活動等も盛んで、コミュニティがきちりと形成されている地域においては、各自治会とのすみわけを明確にしておく必要があるものと考えます。そうした意味合いから申し上げますと、もう少し時間をかけ、地域協議会の必要性や、位置づけについても、区長さんをはじめ住民の皆さんのご意見もお聞きしながら、総合計画の議論とあわせて、調査・研究を進める必要があるものというふうに考えております。

議員さんのご質問は、地域協議会のようなものがあり、そこで地域計画を策定し、それを総合計画に反映させるべきとのご指摘でございますが、私は与謝野町の総合計画としては、個別の地域計画を持つのではなく、新町住民が一日も早く一体感が醸成できるような計画とするべきであるというふうに考えております。今後におきまして、仮に地域協議会が立ち上がり、そこでの地域計画を策定することがあっても、それらの考え方は、例えば5年後に見直しが必要となれば、後期基本計画でも反映できるものというふうに考えております。

次に、3点目の「総合計画審議会と行政改革推進委員会との関係」でございますが、総合計画審議会は、今後10年間の与謝野町の目標とするまちづくり施策の大筋を議論していただくものだというふうに考えております。一方、行政改革推進委員会は、与謝野町の行財政運営の現状を調査・研究し、むだを省いた効率的な運営について答申していただくものでございます。行政改革はあくまでも総合計画の中の一分野でございますが、常に徹底した行財政改革を推進していくことは必要でございます。

そして、持続可能な財政計画のもとに、総合計画を推進していくという意味では、車の両輪と言えるものだというふうに考えております。現在、行政改革推進委員会では既に4回の委員会を開催していただき、歳入の確保、経常経費をはじめとします歳出の削減など、あらゆる角度からご議論、ご提言をいただいているところでございます。

最後のご質問の「私のマニフェストとの関係」でございますが、マニフェストとして約束しましたのは、すでに合併前に皆様にご議論いただき、確認をいただきました新町まちづくり計画に掲載されておりました施策でございますが、これらの達成に向けての具体的な数値目標を掲げ、行政運営を進めていくというものでございます。

新町総合計画は、今後10年間の与謝野町の歩むべき道標として議論していただくものであり、まちづくりの全般にわたり、その目指すべき方向性を示していくということになります。その方向性を実現させるために個別の施策が必要となり、それを立案するのは首長であり、審議するのは議会ということになります。個別施策は首長により異なるものであり、その判断は、有権者が選挙で行うことになるものというふうに考えております。

以上のことから、マニフェストは、総合計画を具現化していくための、個別施策として反映していくものというふうにご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

答申が異なった場合はとのご質問でございますが、マニフェストは、個別施策を推進していくための具体的な数値を掲げたものであり、異なるということはないものというふうに考えております。

以上、甚だ不十分とは存じますが、谷口議員さんにおかれましても、総合計画が実効性のある計画となりますよう、今後ともご意見、ご協力をお願い申し上げまして、1回目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 今お聞きしまして、総合計画のですね、流れというものは大体わかりました。委員さんにおかれましてはですね、平成19年の12月まで、最終答申が出る12月まで非常に大変ご苦勞になりますけれども、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

流れは先ほど聞かせていただいてわかりましたんですけれども、一応中身についてひとつお伺ひしたいというふうに思っております。

総合計画というのはですね、基本的にはまちづくりという観点だろうと思うんですけれども、私は与謝野町全域はかなり広がって来ましたんで、都市のゾーニングと申しますか、都市計画のですね、これは当然総合計画の中で決められていくんであろうかと、このように思っておりますけれども、以前私の質問に町長は、岩滝町は都市計画がなされておりますけれども、加悦、野田川はなされてないと。これを全域にわたって都市計画区域とされるのかどうかという質問の中でですね、全域にわたって早期に都市計画の区域としたいと、このようなご答弁をいただいたことがありますけれども、これは一体総合計画をつくるにあたってですね、そのようなお考えがあたりなのかどうか、その点についてお伺ひしたい。まず1点目はその点についてお伺ひしたいなというふうに思っております。

またそれともう一つはですね、先ほど言いましたように、まちづくりということになりますと、かなり大きな骨格、ゾーニングということになると大きな骨格であるというふうに思っております。そのほかにですね、先ほどの質問の中にございましたけれども、行財政改革の一環としてですね、例えば職員数を10年間でこうしたいとかですね、役場の庁舎の問題はこうしたいとか、学校の統廃合も含めてですね、10年のスパンがありますから、その辺のことまで含めてですね、総合計画にそれなりの指針といいますか、そういうものが明示されるのかどうか、また町長はそ

の辺についてどうお考えになって、それを総合計画の中に盛り込みたいと、こういう具合にお考えになっているのかどうか、その点についてもお伺いしたいなというように思っております。

それと三つ目はですね、私は何回も言うようですけども、計画策定の中でですね、どれだけ住民の声が計画に反映できたかという視点がですね、非常に大事ではないかなというように思っております。旧加悦町の総合計画のことや地域協議会の話もさせていただきました。私は今後はですね、まちづくりの視点というのはですね、財政面から考えても、住民との共存したまちづくりというのはですね、必然的な課題であると、このように思っております。

本当のまちづくりというのはですね、上から押しつけられるのではなくてですね、そこに住む人たちの地域を愛する気持ちがですね、沸かないと、本当のまちづくりというのはできないと、こういう具合に思うんですね。

地域の人が計画づくりにかかわることで、地域に対しての愛着心が当然沸いてきますし、自分らでつくったんですから、そこには責任感が芽生えてくると、このように思っております。ぜひともですね、この協働したまちづくりを進めるために、住民参加の場をふやしてほしいなという具合に思っております。

先ほど答弁の中ではですね、住民モニター制度の導入でありますとかですね、パブリックコメントというようなお話もございました。パブリックコメントというのはですね、私ちょっと見ましたらですね、政策形成過程で広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見、情報を考慮して政策決定を行うものと、こういう具合に載っております。

私はですね、このパブリックコメントと先ほど言われました住民モニター制度ですか、これだけではですね、住民の声が十分反映されておると、果たしてこれと言えるんでしょうか。私はもう少しですね、住民の声を聞く場を設けるべきだと、このように思うんですが、その点についても再度お伺いしたいという具合に思っております。

それと地域協議会とのお話ですけども、地域協議会は第一質問でもしましたように、今だにまだ設置がされておられません。お隣の京丹後市の話をしては恐縮なんですけれども、京丹後市では平成16年の4月1日に合併されまして、同年の10月にはですね、これも旧町単位とする地域振興協議会がもう既に立ち上がっているんですね。6ヵ月で。そして本年の9月にはですね、市民協働のまちづくりを目指してと、市に対してある町、旧大宮町ですけども、市に対してこういう6つの提言をされているんですね。この中身もですね、非常にまちづくりに対して地元の方がどう思っているかということが長いスパンにわたってですね、いろいろ書かれてあります。

私はですね、何も地域協議会と先ほど言いました総合計画審議会とですね、全く一緒のものとは考えておりませんが、できればですね、こういった形でですね、地域の声を拾いあげるということは、かなり重要ではないかなとつくづく思っております。そうでないですね、合併協でつくった新町まちづくり計画が基本であってですね、どこにでもあるようなという言い方は失礼ですけども、先ほど第一質問でもしましたように、言葉の羅列がずっとあって、抽象的な計画書にはならないかなというふうに気を揉んでいるところであります。

また、本年度はですね、250万円の予算計上がされておりますけれども、この総合計画にかかわる総事業費はですね、一体どれくらいかかるのか、その点についてもお伺いしたいなというように思っております。

以上、何点が質問させていただきましたけれども、ご答弁をお願いしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

それぞれの町がそれぞれ総合計画をつくってまいりました。そのつくり方、あるいはそのやり方もいろいろと違っております。先ほど加悦の計画のつくり方、各地区で計画を出して、その地域計画を集めた中で今度総合計画という形にされたというふうにお聞きしますし、野田川でもいろんなアンケートをとったり、地域もですけれども、各いろんな団体あるいは世代も違った中で意見を聞いた中で、総合計画をつくっていきまして、それをやはり施策を掲げた中で、実施計画というものも具体的に掲げて、それをローリング方式でやっていくという方法でやってまいりましたし、また岩滝は岩滝で、それぞれ住民の方の意見を吸い上げた上での計画をつくられたというふうに思います。

どこまで吸い上げるのかと、できるだけ多くの皆さんの意見を聞きたいということで、先ほども申し上げましたけれども、パブリックコメントあるいはそうしたモニター制度と言いますけれども、与謝野町も始まってすぐに住民説明会なり、地域懇談会をさせていただきました。やはりこれも住民の方たちのまちづくりに対する思いをできるだけ早く聞きたいという思いでしてまいりましたので、先ほども申し上げましたように、それらも含め、あらゆる機会を通じて、住民の皆さんの意見を聞いていきたいという、その一つの手法がパブリックコメントをいただくそうした場面だというふうに思っております。

そうした意味では、できるだけこの総合計画が、おっしゃるように絵に描いた餅にならないように、とりわけ基本構想といいますが、方針、そして計画、それに基づく実施計画というふうな形で進めていきます、着実に10年間に財政計画とリンクしながら、それらが進めていけるような身の丈にあった総合計画を作成していただきたいというふうに考えております。

そのためのいろんな手だてというものについては、住民の方が誇りを持てるような、少しでも自分たちの主体性を持った計画になるような工夫を、我々もやっていこうということで、今回、総合計画を立ち上げ、多くの各地域、あるいは横断的にいろんな年齢層の、また性別の委員さんにお入りいただいた中で、総合計画を組み立てていこうというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ、この地区計画との関係でございますけれども、これもやはり総合計画の中の一つの計画だというふうに思いますし、男女共同参画の計画あるいは高齢者福祉の計画、障害者福祉の計画、おおもとをまず総合計画でつくり、それに対する枝葉のいろんな計画を積み上げた中で、一つの計画、大きな計画、まさしく総合計画ができるわけでございますので、それらもできるだけ早い時期に一つの方向性を組み立てる大きな要素になりますから、それらもできるだけ同時期に進めていけるような方向で、できるだけ早い時期の方向性を出していきたいというふうに考えております。

それともう一つ、やはり地域協議会と今ある自治区との関係、それらについても、もう少し整理する必要があるのではないかなと思います。加悦町さんの場合、恐らく、私はわからないんですけれども、地区計画というのは多分、各区ごとの計画ではなかったかと思います。それも必要

だろうと思いますけれども、やはり一つの町になりましたから、そういう意味では、各地域というのがもう少し大きい単位であってほしいと思いますし、むしろ横断的な若い人、女性とかいう、そうした層の方々も入った地域協議会が成り立てればいいなというふうに考えております。

どうした形にするか、もうしばらくやはり検討する時間がいただきたいというふうに考えております。

それから、一体この総合計画は何ぼかかるんだということですがけれども、およそ700万円の計画で進めております。

答弁漏れがあったかもわかりませんが、またあれば言っていただけたらというふうに思います。以上で答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 意見のやりとりをしておっても仕方ないんですけども、どれだけ掘り下げたら住民の声を聞いたんかと、聞いたことになるんかと、こういう話なんですけれども、まさしく今ですね、町長も地区協議会についての重要性は語られたと思うんですね。だから私はですね、旧加悦町の総合計画のときには、10区でいろいろ地区計画ができましたけれども、そんなせまい範囲でですね、地区計画をつくる必要もないと思うんですけども、地区協議会はそもそも町長のご答弁の中では、旧町単位で考えたいと、こういうことですので、加悦地区とか、岩滝地区とか、野田川地区とか、こういう形になると思うんですね。

だから、そこでその加悦地区は今後こうしたい、こういうまちづくりをしたいというようなことがですね、総合計画に当然盛り込まなければならない、私はそう思っているんですよ。だからそれを手っとり早く具現化するのはですね、やはり地区協議会を立ち上げないと、その地域のまとまった意見としては、出てこないんじゃないかなと、このように思っております。地区協議会の必要性を問いかけているわけなんです。だけど、そこはまだできませんので、地域審議会が、総合審議会が先にできましたので、この辺はですね、順番が少し逆ではないかなというような気がしてならないんですけども、それは仕方ないとして、十分ですね、今後は地域の皆様方の声を、できる限りですね、聞いていただくように、先ほど言いました、私は非常に不十分ではないかなというように思っております。住民モニター制度やパブリックコメント、住民の声を聞くコミットは、それしかないというのはですね、非常に不十分ではないかなと、このように思っております。

ぜひともですね、これはまだ今からスタートしたばかりでございますので、いろいろ色つきをしていただいて、十分住民の皆さん方の声を聞くような計画書ができるように、ぜひお願いしたいと、このように思っております。

それと、行政改革推進委員会とのお話ですけども、これは私も傍聴させていただきまして、この委員会につきましてはですね、いろんな数字がオープンに開示をされておられまして、行政改革の中身について真剣に討議をされておられます。そういうことですので、当然これはそれなりに尊重されるという具合には思っておるんですけども、今後財政はですね、私は基本的にはですね、縮小バランスと申しますか、そういう傾向になるんじゃないかなというように思っております。当然町民の皆さんにもですね、今後は負担をしていただかないかな部分があるんじゃないかなというふうに思っております。私はそこはですね、町長の政治判断が必要で、

町民と選挙時に約束されたマニフェストがですね、当然最優先されるべきであろうと、このように思っています。

ご自身が思われるまちづくりの中で、めりはりのついた施策の展開と、ご自身のまちづくりの思いがですね、総合計画の中に凝縮されたものでなければならない、このように思っております。ぜひともですね、こういうまちにしたいんだという町長のメッセージがですね、総合計画に盛り込まれるようお願いをしたいという具合に思っております。

質問になったかどうかわかりませんが、お答えがあるのであればお答えがいただきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 地域協議会につきましても、つくらないと言うてわけではない、今自治区という区がある中で、やはりそことのどういう形で皆さんの意見をくみ上げていくのか、区は区として要望を毎年いろいろと出してこられますし、それらのことについて、やはり地域協議会はどうあるべきかというふうなところ辺も、もう少し私の思いだけでは進まない、やはり住民の人たちもこうだという、まさしく今おっしゃったようなことをやはり聞いていく必要があるかというふうに思いますので、そうした意味で、少し時間がほしいと申し上げたんで、その辺のところはご理解がいただきたいと思ひますし、パブリックコメント、何回も言いますけれども、そうしたパブリックというのは、やらせが今はやっていますけれども、来てください、どうぞというのじゃなしに、私の姿勢としては、住民懇談会のようにこちらから出かけて行って、皆さんの意見を聞きたいという、基本的にはそういう姿勢で新しいまちづくりをつくっていききたいというふうに考えておりますから、その辺のところについては、できるだけ多くこのまちづくりについてやはりご意見を聞いていく姿勢は持ち続けたいというふうに思います。

地域協議会も、各地域の、はっきり言えば旧町のエゴだけのそうした協議会であってはならないと思ひますし、やはり新しいまちづくりに向けて、自分たちの地域がどういう役割を果たせるのか、また自分たちのそこに住む住民の人たちがどういうふうに協力がしていけるのか、また町としてはどういう支援ができるのかということ、やはり真摯に論議をできる、そういう場所だというふうには私は思ひますので、その辺のところについては、やはり住民の人たちが自主性を持った、誇りを持った、そういう提言をどんどんしていただくような、そういう場所だというふうには私自身は考えております。

それらについて、できるだけ早い時期に立ち上げていきたいというふうには思ひますけれども、それらのことも理解していただく、そうした場面も必要かというふうには思ひます。

そうしたことで、私の方も答弁になったかどうかわかりませんが、私の思いとしてはそういう思ひでございます。

それと新町まちづくり計画に基づいた中で、私自身もマニフェストを掲げてまいりました。ですから、それが程度生かされた総合計画だというふうには思ひますので、その総合計画に私自身の思ひも込められているというふうにご理解がいただけたらと思ひます。それに向けて具体的な数値目標を一つ一つ、この4年間に進めてまいりたいというふうには考えております。

議 長（糸井満雄） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、12月18日午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。
大変ご苦労さんでございました。

(散会 午後 4時45分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員